

公立中学校における部活動の地域展開に係る 神奈川県の方針

(改訂素案)

令和8年6月

目 次

I はじめに	1
1 方針の目的	2
2 方針の対象期間	2
3 方針の対象	2
4 方針の位置づけ	2
II 本県における地域展開	3
1 基本的な考え方	3
(1) 休日について	3
(2) 平日について	3
2 改革実行期間前期において重点的に取り組む内容	4
(1) 地域展開に向けた推進体制の充実・先行事例の共有	4
(2) 指導者の確保と質の保障	4
(3) 多様な主体との連携による相談・伴走支援の実施	4
(4) すべての人々のスポーツ・文化芸術等の活動の充実	4
3 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	5
(1) 地域クラブ活動の在り方について	5
(2) 地域クラブ活動に関する認定制度の考え方について	5
4 地域クラブ活動における運営団体と実施主体	6
5 各種課題への対応	7
(1) 運営団体・実施主体の整備等	7
(2) 指導者の確保・育成	8
(3) 活動場所の確保	9
(4) 活動場所への移動手段の確保	10
(5) 生徒の安全・安心の確保	11
(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保	12
(7) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等	13
(8) 大会・コンクールの在り方、関連する制度の在り方	14
III (関係資料1) 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況	15
1 少子化の進行状況とその影響	15
(1) 県内の人口の動向	15
(2) 学校数、生徒数、部活動数等の推移	16
(3) 生徒のニーズと教員の負担感	17
2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況	21
(1) 総合型地域スポーツクラブの状況	21
(2) スポーツ少年団の状況	23
(3) スポーツ指導者数の状況	24
(4) 体育・スポーツ施設の状況	24
(5) 公民館・文化施設の状況	25
(6) 地域学校協働活動の状況	25

1 県の取組	26
(1) 各種会議の開催	26
(2) 神奈川県地域クラブ活動コーディネーターの配置	27
(3) 広域的な指導者人材バンクの設置	28
(4) 指導者の質の確保	28
(5) 部活動指導員の設置支援	29
(6) 実践事例集の作成	29
2 市町村の取組	30
(1) 国の実証事業を活用した取組	30
(2) 国の実証事業以外で進められている主な取組	30
3 県内の地域移行の進捗状況	31
(1) 協議会・推進計画の整備状況(市町村数)	31
(2) コーディネーターの配置予定(市町村数)	32
(3) 休日の部活動の地域移行・地域連携の動向(部活動数)	33
(4) 平日の部活動の地域移行・地域連携の動向(部活動数)	35
(5) 運営団体・実施主体の形態	37
(6) 地域スポーツ・文化芸術クラブ活動の指導者の属性	38
(7) 地域クラブ活動の指導者の質・量の確保に係る課題	39
(8) 地域クラブ活動の課題	40
4 改革推進期間における総括(成果と課題)	41

中学生の地域スポーツ・文化芸術等の活動イメージ



I はじめに

県は、令和5年10月に「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」（以下「県方針」という。）を策定し、国が示した令和5年度から令和7年度までの部活動改革に係る「改革推進期間」を対象として、公立中学校における部活動の地域移行に係る県の当面の間の考え方や対応の方向性、地域移行に向けた様々な選択肢等を示し、市町村の取組を支援してきた。

この3年間においては、国の実証事業を活用した地域移行の取組や、市町村独自の取組、また、市町村の枠を超えた広域連携の検討など、地域の実情に応じた様々な取組が進められてきた。その一方で、地域連携の取組に留まる市町村や、部活動改革のための推進体制が整わず、思うように取組が進展していない市町村もある。

そうした中、全国的に中学生世代の人口の減少が続いており、首都圏に位置する本県においても、三浦半島地域や県西地域をはじめ、すでに多くの市町村で減少傾向となり、今後、中長期的に更なる少子化が見込まれ、改革実行期間から一歩踏み込んで部活動改革を推進しなければ、将来的に子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術等の活動の機会を保障できなくなることが懸念される。

国は、急激な少子化が進む中でも、将来にわたり中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の機会の確保・充実等を図るため、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を示した。そこには、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国としての基本的な考え方・具体的な取組方針が記載されている。

県は、県内の中学生のスポーツ・文化芸術等の環境を取り巻く地域の実情を踏まえ、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」を対象として、公立中学校における部活動の地域展開¹（以下「地域展開」という。）に係る県の基本的な考え方及び取組の方向等を示すため、県方針の改訂を行うこととした。

部活動改革を達成する道筋は一律ではないため、本方針をもって市町村の取組を画一化しようとするものではない。また、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、「地域」「家庭」「学校」「行政」「民間団体」「企業」「大学」など、それぞれの立場、役割を自覚しながら、地域全体で連携・協力し合って、学校における教員の働き方改革の推進やすべての人々のスポーツ・文化芸術等の活動の充実につなげていくという視点も含め、地域展開に向けた取組を推進していくこととする。

（注） 国のガイドラインにおいて、従来の「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されるなど、様々な用語が定義されているが、本方針においては、注釈のない限り、国のガイドラインで使用する名称を同義で使用する。

¹ 部活動の地域展開：生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。なお、学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施することは地域連携という。

1 方針の目的

- 本方針は、急激な少子化が進む中でも、将来にわたり中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の機会の確保・充実等を図るため、国のガイドラインで示された部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国としての基本的な考え方・具体的な取組方針等及び県内の中学生のスポーツ・文化芸術等の環境を取り巻く地域の実情を踏まえ、地域展開に係る県としての基本的な考え方及び取組の方向等を示すものである。
- 本方針は、各市町村が地域展開の取組を進める際の参考となるよう、地域展開等に向けた県の基本的な考え方や取組の方向、県、市町村・学校、地域クラブの役割分担等を示す「本編」と、県内の具体的な取組事例をとりまとめた「別冊」で構成する。
- なお、「別冊」については、毎年度の取組状況を踏まえ、必要に応じて随時更新するものとする。

2 方針の対象期間

- 本方針は、国が示した令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」を対象とする。
- また、「改革実行期間」の前期（令和8年度から令和10年度）の取組状況及び前期の終了時に国が実施する「中間評価」を踏まえ、必要な見直しを行う。

3 方針の対象

- 本方針は、公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の生徒の活動を主な対象とする。
- 国立及び私立学校については、本方針を参考にしつつ、学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。

4 方針の位置づけ

- 本方針は、地域展開等に係る県としての基本的な考え方及び取組の方向等を示すものである。
- 地域展開を進める際には、本方針だけではなく、国のガイドラインや令和8年3月にスポーツ庁が発行した「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」（以下「国のガイドブック」という。）を参照することとする。
- 本方針は、市町村が、地域展開等の取組を進める際の参考となるものである。

Ⅱ 本県における地域展開

1 基本的な考え方

地域展開を進めるに当たり、本県における基本的な考え方を定める。

(1) 休日について

- 改革実行期間内に、原則、すべての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- 県は、改革実行期間前期の間に、すべての市町村において地域展開等に着手できるよう、広域自治体としてのリーダーシップを発揮し、市町村に対する相談・伴走支援や地域展開に向けた広域的な基盤づくりを行う。
- なお、生徒のニーズや地域の実態など、市町村の特殊な事情により地域展開がなじまない場合には、地域の実情等に応じた取組を進める。

(2) 平日について

- 県は、平日の地域展開を進める市町村の実情や取組状況に応じて必要な支援を行う。
- 県は、国の動向や検証を注視し、市町村の実情や先行事例、各種課題等を把握し、平日の地域展開に向けた取組を推進する。

2 改革実行期間前期において重点的に取り組む内容

県は、改革実行期間前期において、次の4点について重点的に取り組む。

(1) 地域展開に向けた推進体制の充実・先行事例の共有

- 県スポーツ・文化関係部局、県教育委員会、地域スポーツ・文化芸術等団体、学校関係者、保護者等で構成する「部活動活性化推進協議会」において、地域展開に向けた推進体制や取組の進捗の共有を継続する。
- 市町村の地域展開の取組支援や検討状況の把握、広域連携への取組支援、市町村間の連携に係る情報共有など、市町村の体制整備を支援する県地域クラブ活動コーディネーターを引き続き配置し、教育事務所管内を中心として活動をする管内コーディネーターを新たに配置する。

(2) 指導者の確保と質の保障

- 地域展開に当たり必要となる指導者を広域的に確保し、指導者と実施主体（市町村・学校・地域クラブ等）のマッチングを支援するため、データベースの活用を促進を図る。
- データベースの指導者登録に当たっては、原則として県の研修講座の受講を登録要件とし、指導者の質を担保する。
- 県の研修講座では、特に、指導者による暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。）、虐待、いじめ、無視等の不適切行為（以下「暴力・ハラスメント等」という。）の防止等の内容の充実を図るとともに、法改正等の動向を踏まえ、適宜見直しを行う。
- 県の研修講座以外にも、指導者に対し指導に必要な知識等の学習機会を提供するため、大学等と連携し、研修等の充実に努める。
- 学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担い、地域展開に至る前段階の取組にもなる部活動指導員や外部指導者の活用等についても引き続き支援を行う。

(3) 多様な主体との連携による相談・伴走支援の実施

- 地域展開に当たっては、指導者の確保・育成、活動場所、資金の確保等が大きな課題となり、行政のみですべての課題の解決を図ることは困難であり、多様な主体の協力が必要不可欠である。
- そこで、企業・大学・スポーツチーム等の協力を得て、県内の市町村・学校・地域クラブ等からの地域展開等に関する「相談窓口」を部活動地域展開連絡会内にも設置し、課題解決策の提案、類似事例の情報提供、参加企業等とのコーディネート等の相談支援を実施する。
- 総合型地域スポーツクラブ等と連携し、市町村のニーズに応じて地域展開に向けた伴走支援（運営団体・実施主体の整備支援、地域クラブ活動の実施支援等）を行う。

(4) すべての人々のスポーツ・文化芸術等の活動の充実

- 令和8年3月に策定した「第2期神奈川県スポーツ推進計画」の基本目標のひとつとして、「誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現」を掲げていることや、令和6年3月に策定した「かながわ文化芸術振興計画」の基本目標のひとつとして、「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」を掲げていることから、生涯を通じたスポーツ・文化芸術等の活動を推進し、子どもから成人まで、あらゆる県民一人一人がスポーツ・文化芸術等を通じて生きがいを持ち、豊かさを実感できる社会を実現していくための取組を部活動改革を契機に併せて進める。

3 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

(1) 地域クラブ活動の在り方について

- 地域クラブ活動は、地域展開により実施される生徒のスポーツ・文化芸術等の活動であり、学校以外の団体等が主体となって実施されるものであるが、活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要である。
- また、地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術等の活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであること及び学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主性・自発的な参加により行われるものであることに留意する。

(2) 地域クラブ活動に関する認定制度の考え方について

- 国のガイドラインにおいて、地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインにおいて示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う仕組み（認定地域クラブ活動²⁾）を構築することが示されている。
- また、地域クラブ活動における指導においては、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度³⁾により登録された指導者による指導等により、適切な指導の実施体制が確保されていることが求められている。
- 県においては、広域自治体として、市町村が地域クラブ活動や地域クラブ活動指導者の認定等を行う際の相談支援を行うほか、データベースの運営改善や、認定地域クラブ活動指導者登録制度の登録要件を満たす研修として県の研修講座を活用できるよう内容の更新を行い、市町村に活用を促すこと等により、市町村を支援する。

² 認定地域クラブ活動：国のガイドラインにおいて示す地域クラブ活動の認定要件や認定手続等に基づき、市町村等が認定した活動（認定要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動を含む。）

³ 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度：認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すもの

4 地域クラブ活動における運営団体と実施主体

- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術等の活動の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じて、適切な形態等で実施することが重要である。
- 運営団体（各地域クラブ活動（実施主体）を総括し、運営・管理業務の中核部分を担う団体）と、実施主体（運営団体の総括の下、個別の地域クラブ活動を実施する主体）の役割分担や在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要である。
- 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の管理部門が運営団体、実施部門が実施主体の役割を担うことが考えられる。
- 地域クラブ活動の創設・運営を行う際は、国のガイドブックを参考に、一つひとつの課題を、着実に解決していくことが望ましい。

【図表 1 地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担】

	主な役割	パターン ①	パターン ②	パターン ③	パターン ④
＜運営・管理＞	・運営方針、運営計画の策定 ・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 ・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 ・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 ・保険加入状況や補償内容の確認 ・リスク管理等の研修実施 ・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理 ・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事	運営団体＝実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
＜活動実施に向けた準備＞	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者） ・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 ・学校との連携・情報共有 ・入会手続、会費徴収		実施主体		実施主体
＜活動実施＞	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等） ・安全確保の取組 ・ニーズを踏まえた活動の実施 ・体験会の開催			実施主体	

（出典：国のガイドライン別冊資料②／文部科学省）

5 各種課題への対応

国のガイドラインに示された各種課題等への対応等を踏まえ、県としての対応の方向を整理し、取組を進める。また、国のガイドライン及び国のガイドブックの内容を基に、市町村・学校、運営団体・実施主体等の役割を例として示す。

(1) 運営団体・実施主体の整備等

対応の方向

- 地域展開を進めるに当たり必要不可欠となる地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備等を進める。

県の取組

- 県内の企業、大学、スポーツ・文化芸術等団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、運営団体・実施主体の整備や市町村の枠を超える広域的な対応等に関する相談・伴走支援を行う。
- 市町村が、地域クラブ活動や地域クラブ活動指導者の認定等を行いやすくするため、データベースの運営改善や県の研修講座の更新等を行う。

市町村・学校の役割（例）

市 町 村	■ 地域クラブ活動に関し、国のガイドラインで示す認定要件及び認定手続等に基づき、認定を行う仕組みを構築する。
	■ 地域クラブ活動の位置づけを十分に踏まえ、国のガイドブック等を参考にしながら、運営団体・実施主体への支援・指導助言等を丁寧に行うサポート体制の整備やコーディネーターを配置する。
	■ 会計・税務処理や労務管理、個人情報の取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修の機会を確保する。
	■ 庁内関係部局、学校、運営団体・実施主体等の関係者との連絡体制を構築し、役割分担や責任の所在、検討・改善を含めた体制づくり等について明確に整理する。
学 校	■ 市町村、運営団体・実施主体等の関係者との連絡体制を構築し、役割分担や責任の所在、検討・改善を含めた体制づくり等について明確に整理する。

運営団体・実施主体の役割（例）

- 市町村、学校等の関係者との連携体制を構築し、役割分担や責任の所在、検討・改善を含めた体制づくり等について明確に整理する。
- 国のガイドブック、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、市町村が定めるガイドライン・マニュアル等に基づき、運営・実施体制を整備する。
- 地域の実情に応じて適切な形態等を検討・整理する（活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定、多様な財源の確保、ICTの活用等）。
- 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）が実施している総合型地域スポーツクラブ登録制度及び認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用を検討する。

(2) 指導者の確保・育成

対応の方向

- 地域クラブ活動を円滑に実施するため、指導者となり得る多様な人材を確保する。
- 中学生を指導するための適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者を育成するため、多様な主体において、指導者が日常的・継続的に資質向上や暴力・ハラスメント等防止の学びができる環境づくりを進める。

県の取組

- データベースにより、地域クラブ活動の指導者となり得る多様な人材を広域的に確保する。
- 暴力・ハラスメント等防止の研修講座の充実や日本版DBSに係る情報提供等を行うとともに、大学等と連携した研修等の充実に努める。
- 女性アスリートの健康課題や障がいの程度等に関する理解促進等に取り組む。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、希望に応じて指導者等として活動することができるよう、兼職・兼業の規定等の整備や運営方法等について、市町村を支援する。

市町村・学校の役割（例）

市町村	■ 地域人材の中から、地域クラブ活動の指導者を確保するとともに、地域で人材が不足する場合は、データベースを活用する。 ■ 指導者だけでなく、指導補助や地域クラブ活動の庶務、生徒の移動時や安全・安心の見守りなど、活動をサポートする人材を必要に応じて募集し、地域全体で活動を支える。 ■ 国のガイドラインで示されている地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例を参考に、研修制度を整備する。 ■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握し、指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う（特に、認定地域クラブ活動については、本人の意思の尊重、学校運営に支障がないことを確認した上で、積極的に許可を行う。）。 ■ 中学校の教師だけでなく、小学校・高等学校・特別支援学校の教師、専務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行える環境を整備する。
学校	■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握する。 ■ 兼職兼業の許可を得た教員等の負担が増加しないよう、適切な労務管理を行う。 ■ 地域住民や保護者など、地域クラブ活動の指導者となり得る人材の確保について、市町村、運営団体・実施主体に情報提供を行う。

運営団体・実施主体の役割（例）

- データベースを活用するほか、地域のスポーツ・文化芸術等団体の指導者、部活動指導員、退職教職員、兼職兼業の許可を得た教職員等、企業関係者、アスリート、アーティスト、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生、保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供、データベースの活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保する。
- 地域クラブの指導者に対し、公認スポーツ指導者資格等の取得や県や市町村が実施する研修等に参加を促し、適切な指導等ができる指導者の確保に努める。

(3) 活動場所の確保

対応の方向

- 地域の実情等を考慮した上で、学校施設をはじめ、公立スポーツ・文化施設、社会教育施設、企業・大学等が保有する施設などの活用により、地域クラブの活動場所の確保に努める。
- 学校施設を活用した地域クラブ活動について、生徒の移動の便宜や備品・用具等の保管等の観点からも、学校教育への支障等を考慮した上で、優先利用を促進する。

県の取組

- 市町村と連携し、社会教育施設の利活用について調整するなど、活動場所の確保に努める。
- 県が管理する施設について、休日に利用可能な施設を市町村に情報提供するとともに、優先利用や使用料等の減免に関する制度整備を促進する。

市町村・学校の役割（例）

市町村	■ 学校施設や社会教育施設、民間施設等の地域クラブ活動の活動場所となり得る地域資源を調査・把握し、地域の実情等を考慮した上で、活動種目に応じて利用可能な施設・備品・用具等の情報を整理する。 ■ 近隣市町村と情報交換を行い、地域の実情等を考慮した上で、広域的な活動場所の把握に努める。 ■ 学校教育への支障等を考慮した上で、認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免・手続の簡素化等の制度整備を促進する。 ■ 地域クラブ活動による各種施設の利用を契機として、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげる。 ■ 学校施設の利用に当たり、教職員の負担を軽減するため、ICTの活用や業務委託など、効果的・効率的な管理等に取り組むことに努める。
学校	■ 学校教育への支障等を考慮した上で、学校施設が地域クラブ活動の活動場所として有効活用できるように努める（学校体育施設等の夜間照明の設備・活用、備品・用具等の保管スペースの確保、学校施設や学校備品・用具等の活用に関する規定の整備等）。

運営団体・実施主体の役割（例）

- 地域クラブ活動で必要となる備品・用具等をリストアップし、自ら所有するもの、施設に借りるもの、新たに購入が必要なものを整理する。
- 市町村・学校、地域クラブ活動で利用する施設の管理者と、リストアップした備品・用具等の運搬や保管方法等を含め、地域の実情等を考慮した上で、円滑に地域クラブ活動が実施できるよう協議する。
- 施設の利用に当たり、定められた利用方法やルールを遵守する組織体制を整備する。

(4) 活動場所への移動手段の確保

対応の方向

- 県内の地理的状況は多種多様であるため、地域クラブ活動の活動場所や活動時間帯、交通事情等の実情に応じて、各地域が主体となって対応を進める。

県の取組

- 多様な主体との連携による相談・伴走支援を通じて、市町村による移動手段の確保に向けた取組を支援する。

市町村・学校の役割（例）

市町村	■ 市町村内の道路、公共交通機関、危険箇所等の活動場所への移動手段の対応検討に必要な情報を庁内の関係部局と連携し、把握する。 ■ 把握した情報を基に、移動手段に関する全体方針を整理する（その際、障がいのある生徒等を含め、活動場所への移動に困らないよう十分留意する。）。
学校	■ 参加する生徒の移動距離や障がいのある生徒の事情等に応じて、運営団体・実施主体と連絡調整を図る。 ■ 徒歩や自転車による移動が伴う場合は、事前に危険箇所等を確認し、生徒や保護者等へ注意喚起を行うとともに、自転車の運転マナー等を周知する。

運営団体・実施主体の役割（例）

- 参加する生徒（障がいのある生徒を含む。）の移動距離等の事情をできる限り考慮し、地域クラブ活動の実施時間を設定する。
- 自転車で参加する生徒のために、駐輪場を確保する。
- 楽器等の備品・用具等の運搬・管理について、学校や保護者、地域のボランティア団体等と連携し、効率的で持続可能な対応を整理する。

(5) 生徒の安全・安心の確保

対応の方向

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術等の活動の機会を担保する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や暴力・ハラスメントの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。

県の取組

- 市町村・学校、運営団体・実施主体に対し、暴力・ハラスメント等防止の研修講座や日本版DBSに係る情報提供を行うとともに、大学等と連携した研修等の充実に努める。
- 県域のスポーツ団体、文化芸術団体等と連携して、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境構築を推進する。

市町村・学校の役割（例）

市 町 村	■ 地域クラブ活動に関する認定制度及び認定地域クラブ活動指導者登録制度を整備・運用する。 ■ 上記制度の運用に当たり、国における指導の手引き等や、J S P O等による「NO！スポハラ」活動や相談窓口を活用するなど、地域クラブ活動に関する相談支援体制を構築する。 ■ 事故や暴力・ハラスメント等防止について、指導者・保護者・生徒等への研修や普及啓発等を実施し、関係者の共通理解を図る。 ■ 事故や暴力・ハラスメント等が発生した場合の責任の所在の明確化や当該事態が発生した場合の連携・連絡体制、事後対応の整理、再発防止に向けた事案の分析や対策検討を行うため、市町村・学校、運営団体・実施主体、指導者、保護者、専門家等による会議体の設置や適切に対応できる仕組みを構築する。
学 校	■ 事故や暴力・ハラスメント等が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、運営団体・実施主体との連絡体制を整備する。 ■ 事故防止の観点で、学校施設や備品・用具について、損傷や劣化等がないか十分確認する体制を整える。

運営団体・実施主体の役割（例）

- 活動におけるリスク等（過度な練習等の防止、熱中症・脳震とうの防止対策、怪我、事故（活動時・移動時等））を整理し、緊急対応マニュアルを整備する。
- 作成した緊急対応マニュアルの内容を職員・指導者等の関係者に周知徹底を図る。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、賠償責任保険及び指導者の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。
- 地域クラブ活動に参加する生徒に対して、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底する。

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

対応の方向

- 障がいの程度等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できるインクルーシブな環境の整備を進める。
- 学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、多様な主体が連携・協力し、障がいの特性に応じた配慮や工夫等により、地域クラブ活動における課題の解消を図る。

県の取組

- 一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と支援を行うとともに、市町村におけるニーズ把握や環境整備を行う。
- 障がい者スポーツ団体等と連携し、運営団体・実施主体が行う地域クラブ活動の支援及び指導者の育成等を行う。

市町村・学校の役割（例）

市町村	■ 多様な地域の関係者（地域のパラスポーツ協会、放課後デイサービス実施事業者等）の参画を求め、検討体制を整備する。 ■ 学校、運営団体・実施主体と連携し、具体的な事例への対応も含め、対応方針を整理する。
学校	■ 障がいのある生徒の状況や特性、本人の希望等を把握し、学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所が変わることも考慮し、対応を検討する。 ■ 障がいのある生徒が地域クラブ活動に参加する場合には、運営団体・実施主体が円滑に受け入れることができるよう、保護者等の同意も得た上で、本人の状況や特性等の共有等について、連携・協力を行う。

運営団体・実施主体の役割（例）

- 障がいの程度等に関わらず、地域クラブ活動に参加できる体制づくりを検討する。
- 運営団体・実施主体の体制や規模等により対応が困難な場合は、地域のパラスポーツ協会等の多様な地域の関係団体の協力を求める。
- 生徒を受け入れるに当たっては、指導者の質の確保が重要であるため、スポーツ庁が作成した障がい者へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方入門ハンドブック」等の活用や、公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進に努める。

(7) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

対応の方向

- 地域展開の主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動を構築する。
- 障がいの程度等やスポーツ・文化芸術等の活動が苦手な生徒、気軽に楽しみたい生徒等を含め、それぞれの希望に応じ、多種多様な体験を通じて誰もが生き生きと楽しむことができる環境を整備する。

県の取組

- 生徒のニーズを踏まえて多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動を含む。）ができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体等の人材育成や活動支援を行う。
- 市町村・学校、運営団体・実施主体等に対し、県内外の先行事例等の共有を行う。

市町村・学校の役割（例）

市町村	■ 生徒等のニーズを把握するため、学校と役割分担等について協議する。 ■ 児童・生徒・保護者等へのアンケート調査やワークショップ等を通じて、生徒等のニーズを把握する。 ■ デジタル媒体・ポスター・チラシ・動画等により、地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等を行う。
学校	■ 生徒等のニーズを把握するため、市町村と役割分担等について協議する。 ■ 入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催など、地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等を行う。

運営団体・実施主体の役割（例）

- 小学校・中学校等と密接に連携し、小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催や、児童・生徒・保護者等に地域クラブ活動に関する情報等をわかりやすく提供する。
- 生徒のニーズに応じて、多種多様な体験や成果発表の機会、生徒が地域クラブ活動の運営等に参画できるような環境づくりに努める。
- 中学校の生徒のみならず、子どもや大人、高齢者や障がい者等あらゆる人々の参加・交流の促進など、地域クラブ活動ならではの魅力を発信する。
- 市町村・学校と協議の上、地域クラブ活動の満足度や課題感に関する定期的なアンケート調査を実施する。

(8) 大会・コンクールの在り方、関連する制度の在り方

対応の方向

- (スポーツ) の大会引率については、各市町村の取り決めに準じて柔軟に行えるよう、県中体連と協議・検討を行い、整備していく。
- (文化芸術活動) のコンクール等への参加・引率については、各種部門の特性等を踏まえて生徒が参加できるよう、主催者と協議していく。
- 引率時の生徒の安全を第一に考え、天候や大会会場によって、適切かつ柔軟な判断ができるように大会等の参加方法について、主催団体を中心に検討、整備する。
- 危機管理や安全上の責任の所在を明らかにすることなど、運営団体・実施主体へ注意喚起する。

県の取組

- 神奈川県の学校部活動に関する方針(改定)に準じて活動を行うことを周知する。
- 地域クラブ活動の大会引率については、参加する生徒・保護者への説明を丁寧にした上での活動となるよう各団体を通して周知する。
- その際、生徒の安全面を第一に優先し、指導者などの引率の有無を実施主体が運営団体とも検討し、柔軟に判断していくよう、各団体を通して周知する。

市町村・学校の役割(例)		※大会等：(スポーツの大会、文化芸術活動のコンクール等)
市 町 村	■	大会等の運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施する。
	■	大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。
	■	中学生が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等への参加及び運営に従事することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
学 校	■	地域クラブの一員として大会に参加する生徒に関する情報を把握する。
	■	兼職兼業の許可を得た教師に対し、学校運営に支障がないように、労務管理をする。

運営団体・実施主体の役割(例)

- 大会等の在り方や開催時期、開催方法は、生徒や保護者、指導者、大会運営者等の心身や経済的な負担が過重にならないよう、大会等の主催者間で連携をしながら、検討する。
- 大会の運営は、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画、主催団体の職員による運営や外部委託するなど、教師の過度な負担にならないように環境を整備する。
- 大会等の引率は、各市町村の取り決めに準じて、教師だけではなく、地域クラブ活動の指導者等(地域クラブ活動に従事する、兼職兼業の教員等を含む。)が行う。

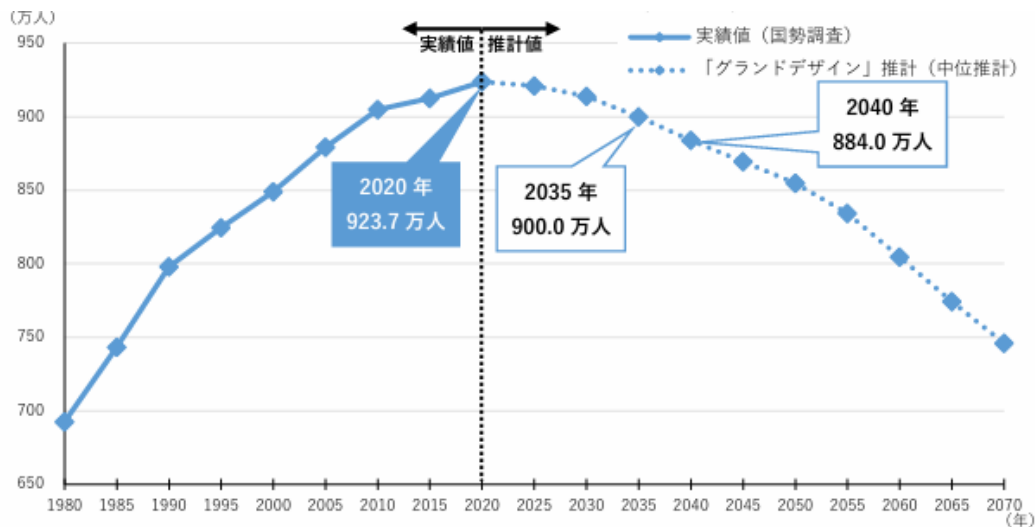
Ⅲ （関係資料 1）県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

1 少子化の進行状況とその影響

（1）県内の人口の動向

- 川崎・横浜地域、県央地域、湘南地域は人口増加が続いているが、三浦半島地域、県西地域は1990年代から人口減少が始まっている。いずれの地域も若年世代の人口は減少傾向が続いており、県央地域、湘南地域では人口増加のピークを迎え、川崎・横浜地域も2030年にピークを迎えると予想されている。

【図表2 神奈川の総人口の将来推計(中位推計)】

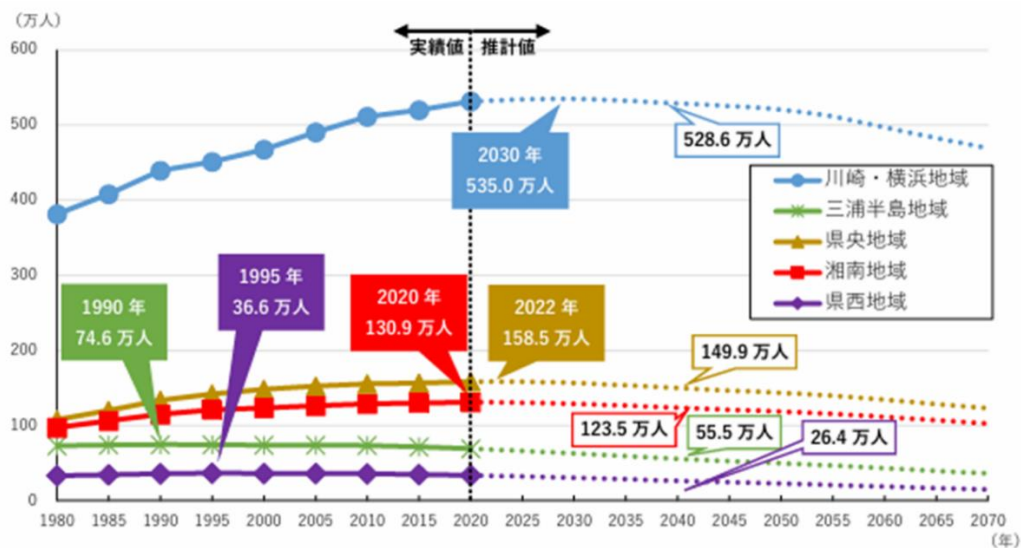


[出典]実績：総務省統計局「国勢調査」から作成

推計：「グランドデザイン」における総人口の将来推計(中位推計)をから作成

※この推計は、将来の転入と転出によって生じる社会増減の程度に応じて、高位・中位・低位の3つのケースを設定したもののうち、中位のケースを示しています。

【図表3 地域政策圏別の将来人口推計(中位推計)】



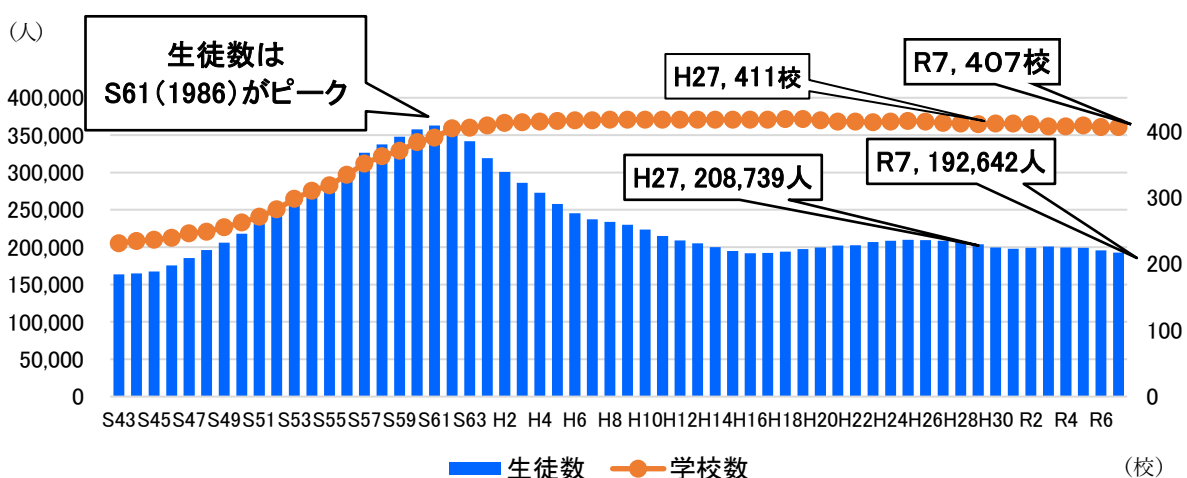
[出典]実績：総務省統計局「国勢調査」から作成

推計：「グランドデザイン」における地域政策圏別の将来人口推計(中位推計)から作成

(2) 学校数、生徒数、部活動数等の推移

- 少子化の進展により、県内の公立中学校の生徒数は、昭和 61 年の約 36 万人をピークに減少しているが、学校数は、生徒数が減少してもその数は大きく減少していないため、学校の規模は小さくなっている。
- 平成 27 年度と令和 7 年度の公立中学校の生徒数を比較すると、ほとんどの地域で生徒数が減少しており、特に三浦半島地域、県西地域の減少が大きい。
- 部活動数や 1 部当たりの部員数も減り続けており、団体競技では、チーム編制ができないなどの理由から、日常の練習や大会参加を他校と一緒にやる「合同部活動」を実施する学校が増加傾向にある。

【図表 4 公立中学校数と生徒数の推移】



(出典：県教育委員会「学校統計要覧」)

【図表 5 地域別公立中学校の生徒数（平成 27 年度と令和 7 年度との比較）】

地域	平成 27 年度	令和 7 年度	増減数	増減率
横浜地域	81,043 人	74,966 人	△6,077 人	92.5%
川崎地域	29,345 人	30,032 人	+687 人	102.3%
相模原地域	17,549 人	15,795 人	△1,754 人	90.0%
三浦半島地域	16,804 人	14,349 人	△2,455 人	85.4%
県央地域	22,022 人	20,507 人	△1,515 人	93.1%
湘南地域	33,052 人	31,160 人	△1,892 人	94.3%
県西地域	8,924 人	7,347 人	△1,577 人	82.3%
県内合計	208,739 人	194,156 人	△14,583 人	93.0%

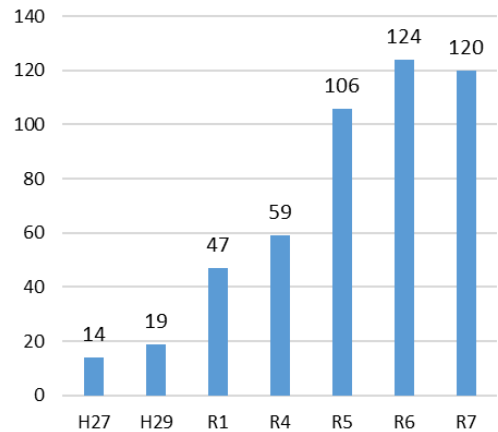
(出典：「神奈川の教育統計」)

【図表6 ブロック地区別中学校部活動数、入部者数の変化 [平成27年度と令和7年度との比較]】

	学校数		横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体
H27	411	部活動数	1,993	855	454	432	529	424	550	288	5,525
		1校当たりの部活動数	13.7	16.4	12.3	13.9	12.0	13.3	12.5	12.5	13.5
		1部当たりの部員数	24.8	22.2	21.9	19.7	25.2	22.0	24.1	19.9	23.3
R7	407	部活動数	1,869	838	431	408	500	376	592	220	5,234
		1校当たりの部活動数	12.7	16.1	11.6	12.8	11.1	11.1	13.5	10.0	12.7
		1部当たりの部員数	22.8	21.3	20.8	16.8	23.9	19.0	18.0	18.7	21.1
増減数 H27-R7 H27/R7	△4 (△1.0%)	部活動数	△124 (△6.2%)	△17 (△2.0%)	△23 (△5.1%)	△24 (△5.6%)	△29 (△5.5%)	△48 (△11.3%)	42 (7.6%)	△68 (△23.6%)	△291 (△5.3%)
		1校当たりの部活動数	△0.9 (△6.9%)	△0.3 (△2.0%)	△0.6 (△5.1%)	△1.2 (△8.5%)	△0.9 (△7.6%)	△2.2 (△16.5%)	1 (7.6%)	△2.5 (△20.1%)	△0.8 (△6.2%)
		1部当たりの部員数	△2 (△13.8%)	△0.9 (△6.0%)	△1.1 (△9.9%)	△2.9 (△19.7%)	△1.3 (△10.3%)	△3 (△23.5%)	△6.1 (△19.6%)	△1.1 (△27.9%)	△2.2 (△14.3%)

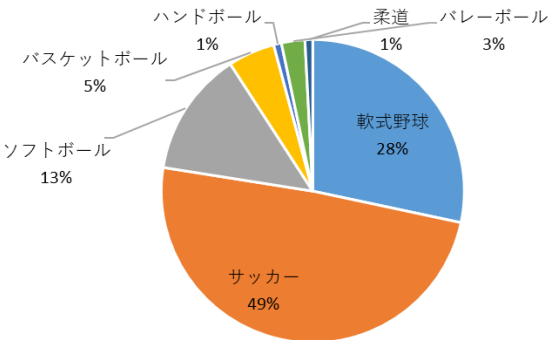
※ 三浦市・葉山町は横須賀ブロックに含まれる。
 ※ 部活動数は、同一競技で男女別で部を設置していない場合も、男女それぞれで計上した合計数。
 (出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」及び「学校要覧」より一部抜粋)

【図表7 合同部活動実施校数の推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表8 合同部活動を実施する部活動の割合】

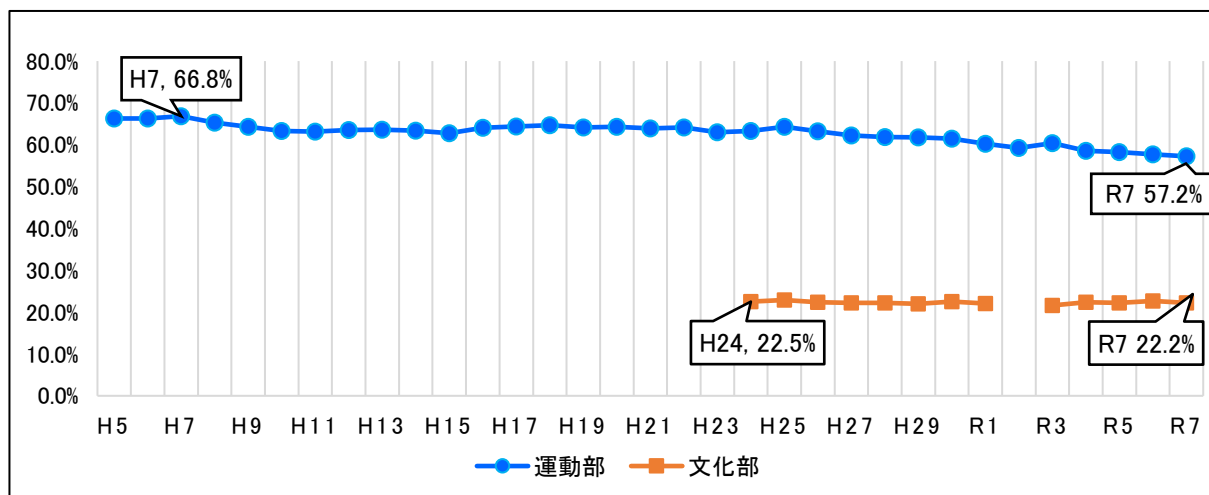


(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和7年度)

(3) 生徒のニーズと教員の負担感

- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、平成7年度の66.8%をピークに緩やかに減少している。一方、文化部活動の加入率はほぼ横ばいとなっている。
- 各公立中学校では、運動部活動、文化部活動ともに多岐にわたる部活動が設置されており、部活動に加入している生徒の約7割が運動部活動、約3割が文化部活動に加入している。
- 公立中学校の運動部活動顧問教員のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。
- 公立中学校教員の1週間当たりの平均在校等時間は、いずれの職種も減少しているが、総括教諭及び教諭では、時間外在校等時間が約21時間となっている。
- 公立中学校教員の部活動指導に係る勤務時間は、1日平均で勤務日は38分だが、週休日・休日は2時間22分と長時間となっている。

【図表9 部活動加入率の年次推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表10 運動部及び文化部の設置数】

運動部	部活動数	
	男子	女子
バスケットボール	383 (385)	382 (391)
陸上競技	354 (336)	337 (333)
ソフトテニス	272 (278)	310 (317)
卓球	273 (282)	250 (257)
バレーボール	126 (130)	335 (345)
バドミントン	209 (214)	254 (250)
剣道	208 (220)	198 (218)
サッカー	388 (375)	0 (1)
軟式野球	358 (364)	- (-)
水泳競技	85 (96)	81 (96)
柔道	71 (79)	62 (71)
ソフトボール	1 (3)	99 (108)
ハンドボール	46 (98)	40 (41)
硬式テニス	18	28
体操	9 (10)	9 (11)
新体操	- (-)	12 (11)
ダンス	4 (7)	8 (19)
相撲	8 (4)	- (-)
弓道	2 (2)	2 (2)
ラグビー	3 (1)	1 (0)
空手	0 (0)	0 (1)
山岳	1 (1)	1 (1)
バトン	1 (1)	1 (2)
合計	2,820 (2,851)	2,410 (2,489)

文化部	部活動数
吹奏楽部	380 (378)
器楽・管弦楽	5 (4)
合唱	65 (63)
マーチング・バトントワリング	2 (3)
軽音楽	9 (4)
美術・工芸	396 (392)
写真	14 (13)
漫画・アニメ	4 (8)
自然科学	120 (96)
パソコン	74 (79)
日本音楽	5 (6)
茶道	49 (51)
華道	20 (22)
書道	13 (19)
小倉百人一首かるた	0 (1)
囲碁	21 (21)
将棋	26 (30)
演劇	110 (113)
調理	60 (60)
放送	13 (14)
総合文化	5 (5)
文芸	18 (22)
ボランティア	7 (11)
その他文化部	162
合計	1,578 (1,410)

(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和7年度)

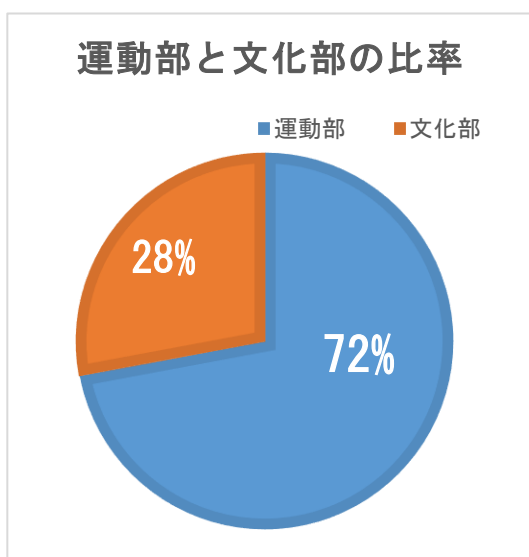
※()は、令和4年度の調査結果

(出典：県教育委員会「令和7年度の文化部活動の実態調査について」/令和7年度)

※ 照会を行った部のみ掲載。また、市町村立中学校の文化部のみ抜粋

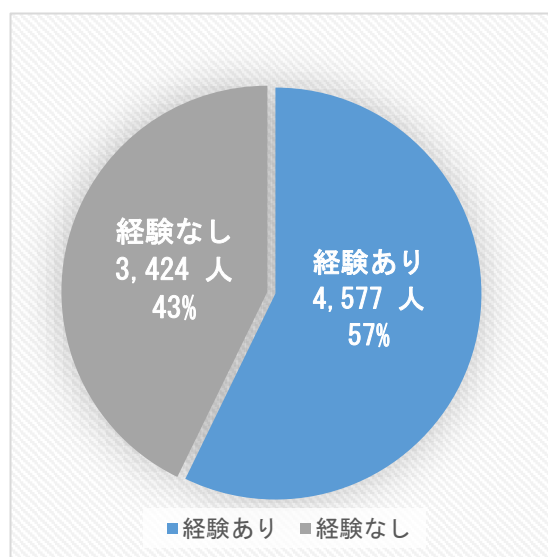
※()は、令和4年度の調査結果

【図表 11 運動部と文化部の加入人数の割合】



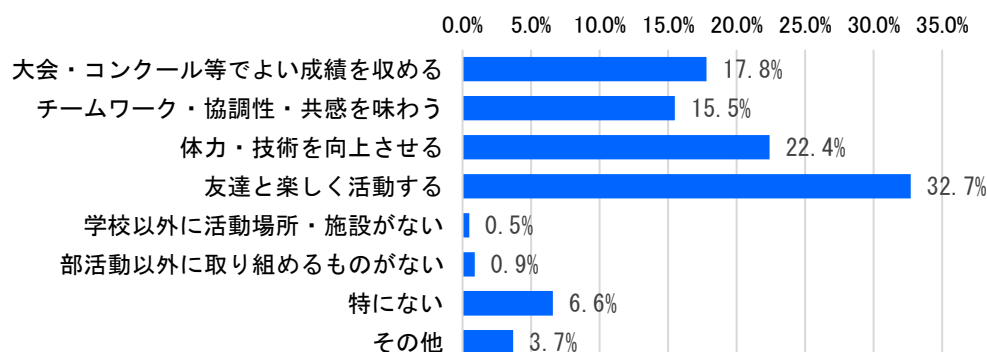
出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/
令和7年度)

【図表 12 顧問教員の競技経験】



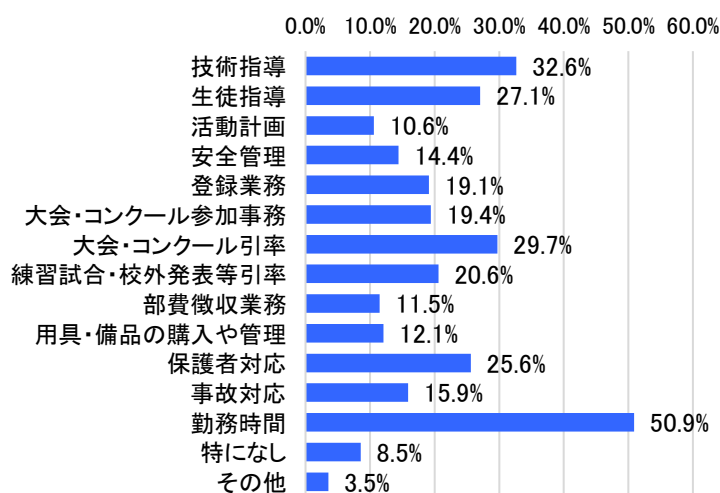
出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/
令和7年度7月時点)

【図表 13 部活動に所属している最大の目的】



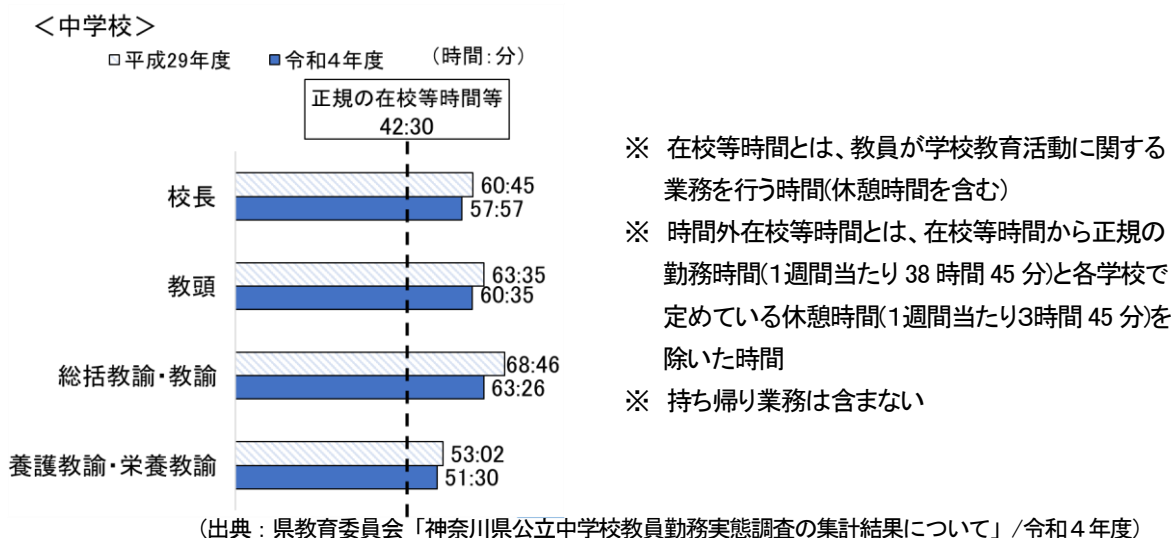
(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

【図表 14 部活動を指導する上で負担に感じていること】(3つまで回答可)



(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

【図表 15 1週間当たりの平均在校等時間】



【図表 16 教員一人当たりの業務内容別の1日平均の在校等時間】

＜中学校＞

業務内容	勤務日	週休日・休日
児童・生徒の指導	9:19	2:59
うち部活動	0:38	2:22
学校運営にかかわる業務	1:15	0:07
外部対応	0:12	0:00
校外	0:16	0:01
その他	0:06	0:02

(出典：県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果について」/令和4年度)

課題

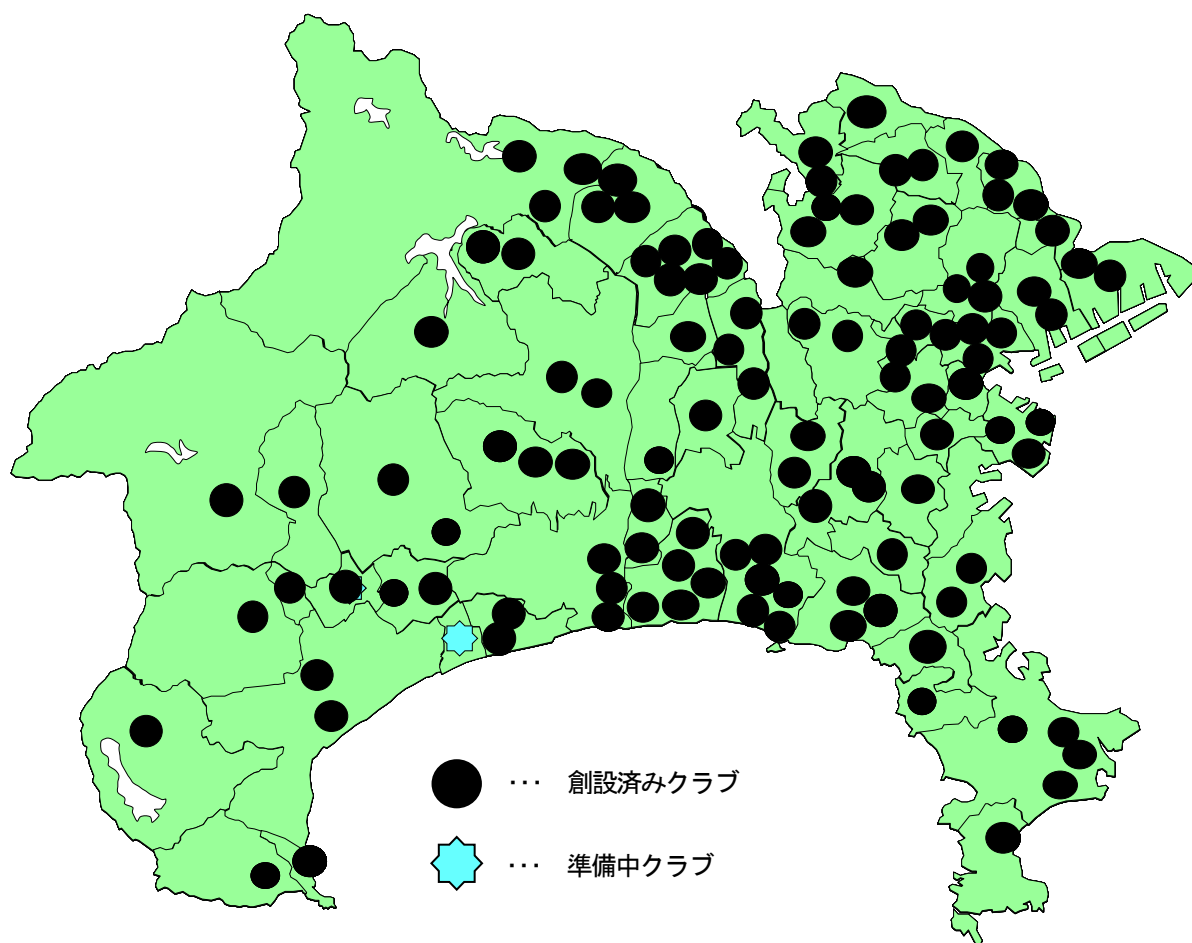
- 生徒数の減少や各学校に設置されている部活動数が減ってきていることで、入りたい部活動が学校にないなど、生徒の部活動の選択肢が狭まり、多様な生徒のニーズに対応できなくなっている。
- 今後、更なる少子化の影響が懸念される中、より一層生徒の選択肢が狭まりかねず、地域全体でスポーツ・文化芸術等の活動環境の維持・発展を考えていく必要がある。
- 顧問教員は、部活動の指導に係る長時間勤務や休日勤務を含めた勤務時間についての負担を感じていることから、スポーツ・文化芸術等の活動環境の維持・発展と、教員の負担軽減の両面から部活動改革を考えていく必要がある。

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(1) 総合型地域スポーツクラブの状況

- 県内の総合型地域スポーツクラブ⁴は、112 クラブ（創設準備中クラブを含む。）あり、準備中も含めると県内 33 市町村すべてにおいて総合型地域スポーツクラブが創設されている。
- 総合型地域スポーツクラブにおいては、中学校の部活動で行われる種目だけでなく、多様なスポーツ活動が行われている一方で、1つのクラブで行っている種目数が5種目未満のクラブが半数となっている。

【図表 17 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



（出典：県立スポーツセンター調べ／令和8年4月時点）

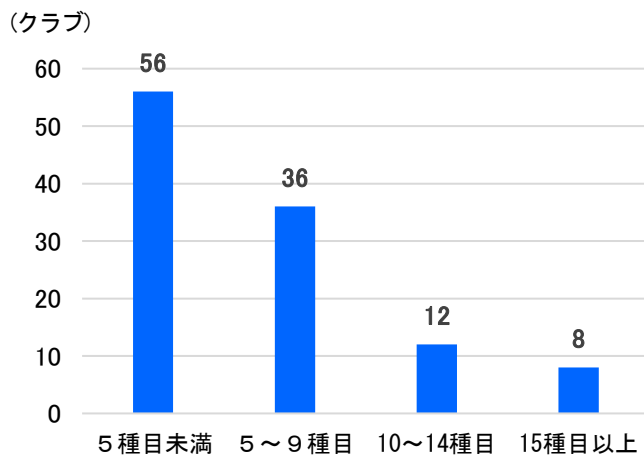
⁴ 総合型地域スポーツクラブ：地域住民によって自主的・主体的に運営され、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）スポーツクラブのこと。

【図表 18 県内の総合型地域スポーツクラブで行われている主な種目】

20 以上のクラブで行われている種目	ウォーキング（ノルディック・ウォーキング等を含む）、健康体操、サッカー、体操（器械体操・新体操・トランポリン）、ダンス（ジャズダンス・社交ダンス・フォークダンス・民謡踊り等を含む）、バスケットボール、バドミントン、フットサル、ヨガ、陸上競技
10 以上のクラブで行われている種目	エアロビクス、空手、グラウンドゴルフ、ソフトテニス、ソフトバレーボール、ソフトボール、太極拳、卓球、テニス、バレーボール、フィットネストレーニング、ランニング（ジョギング）、野球
10 未満のクラブで行われている種目	アーチェリー、アメリカンフットボール、アルティメット、インディアカ、鬼ごっこ、親子リトミック、かけっこ、カヌー、カヤック、キンボール、剣道、3 B体操、水泳、スキー、スポーツ吹矢、躰道、ターゲット・バードゴルフ、チアリーディング、登山・クライミング、ドッジボール、バウンドテニス、走り方、パークゴルフ、パラスポーツ（ボッチャ等）、バルシューレ、ピラティス、ビーチバレー、フラッグフットボール、フラダンス、ペタンク、ボウリング、ラグビーフットボール、その他

（出典：県スポーツ課調べ／令和8年4月時点）

【図表 19 活動種目数別総合型地域スポーツクラブ数（県内）】



（出典：県スポーツ課調べ／令和8年4月時点）

(2) スポーツ少年団の状況

- 県内のスポーツ少年団⁵は、令和7年10月時点で301団、団員数は6,417人であるが、3年前の令和4年度と比べると、団数、団員数ともに減少している。
- スポーツ少年団の活動は、主に地域の小・中学校や公共スポーツ施設等で行われている。

【図表20 県内のスポーツ少年団の状況】

団数	団員数		
	男子	女子	計
301	4,465	1,952	6,417

【図表21 県内市町村別のスポーツ少年団の登録状況（令和4年度と令和7年度の比較を含む）】

No.	市町村	団数、指導者、役員・スタッフ					団員数
		団数	指導者	(内、JSPO 公認指導者)	役員・スタッフ	計	全体
1	横浜市	26	76	(70)	43	119	509
2	川崎市	38	97	(78)	50	147	657
3	相模原市	36	95	(94)	38	133	577
4	横須賀市	26	69	(65)	44	113	521
5	平塚市	3	10	(12)	11	21	38
6	鎌倉市	2	6	(6)	4	10	53
7	藤沢市	52	149	(137)	87	236	1,315
8	小田原市	12	38	(38)	39	77	251
9	茅ヶ崎市	16	43	(40)	91	134	603
10	逗子市	8	25	(26)	10	35	139
11	三浦市	1	0	(0)	3	3	13
12	秦野市	7	26	(28)	20	46	125
13	厚木市	10	30	(34)	21	51	182
14	大和市	14	51	(41)	42	93	229
15	伊勢原市	14	54	(48)	22	76	344
16	海老名市	5	18	(14)	1	19	146
17	座間市	11	56	(62)	24	80	292
18	綾瀬市	3	10	(9)	7	17	51
19	寒川町	7	23	(27)	9	32	149
20	大磯町	3	5	(0)	2	7	85
21	湯河原町	4	6	(5)	10	16	72
22	愛川町	2	9	(10)	1	10	31
-	未設置	1	3	(3)	0	3	35
合計		301	899	(847)	579	1,478	6,417
令和4年度		332	1,261	285	643	1,904	6,940
増減		△1	△362	562	△64	△426	△523

(出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会調べ／令和7年10月1日時点)

⁵ スポーツ少年団：青少年の健全育成を目的とし、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団であり、幼児から高校生まで加入することができる。2023年時点では、中学生以上の団員の登録者数は全国で約7万5千人。

(3) スポーツ指導者数の状況

- 県内のＪＳＰＯ公認スポーツ指導者⁶登録者数は14,085人、うちスポーツ指導者基礎資格登録者は1,513人、競技別指導者資格登録者は10,237人である。

【図表 22 県内のＪＳＰＯ公認スポーツ指導者資格保持者】

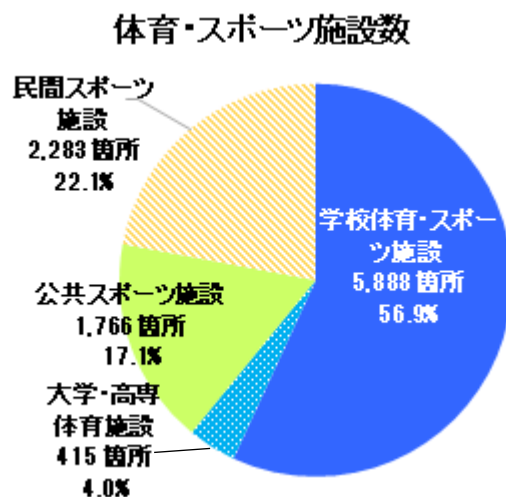
総数	スポーツ指導者 基礎資格	競技別指導者資格											その他 資格	
	スポーツコーチン グリーダー	合計	小計	スタートコーチ		小計	コーチ				小計	教師		
				教員免許 状所持者	競技別 資格		コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4		教師		上級教師
14,085	1,513	10,237	435	54	381	9,554	6,537	601	1,836	580	248	189	59	2,335

(出典：ＪＳＰＯ「公認スポーツ指導者認定者数都道府県別一覧」／令和7年10月1日時点)

(4) 体育・スポーツ施設の状況

- 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設が占めている。
- 県内中学校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とはいえない状況である。

【図表 23 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】



総数	学校体育・スポーツ施設					大学・高専 体育施設	公共スポーツ施設			民間 スポーツ 施設
	計	小学校	中学校	高等 学校等	専修・ 各種学校		計	公立社会 教育施設 に付帯する スポーツ 施設	社会体育 施設	
10,352	5,888	2,445	1,808	1,594	41	415	1,766	153	1,613	2,283

(出典：政府統計ポータルサイトe-Stat「令6年度体育・スポーツ施設現況調査」内のデータを集計)

⁶ 公認スポーツ指導者：スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードの考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者として、ＪＳＰＯ及び加盟団体等が認定する者

(5) 公民館・文化施設の状況

- 各地域における文化芸術等活動が実施可能な公民館などは、県内中学校の部活動数に対して少ない。

【図表 24 県内の公民館及び類似施設の設置状況】

	計
公民館	140
類似施設	135

※「公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典：神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果／令和7年度」)

【図表 25 県内の劇場、音楽堂等数】

	計	県施設	市町村施設	民間施設
劇場、音楽堂数*	71	4	62	5
下段は指定管理施設内数	57	4	53	—

※ 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ施設

(出典：文部科学省令和3年度社会教育調査／令和3年10月1日現在)

(6) 地域学校協働活動⁷の状況

- 各市町村においては、学校運営等にかかる支援などの地域学校協働活動が行われているが、地域学校協働活動の一環として、スポーツ・文化芸術等の活動の支援を実施しているのは一部の中学校にとどまっている。

課 題

- 総合型地域スポーツクラブは、すべての市町村で1以上クラブが設置されているものの、市町村ごとに団体数に偏りがある。また、団体ごとに規模が異なり、総合型地域スポーツクラブでは、活動種目数が5種目未満のクラブが半数となっている。
- 県内の公認スポーツ指導者資格登録者は1万人を超えており、地域クラブ活動の指導に携わることができる人材の確保につながると考えられるが、現状において地域展開における活用はあまり進んでいない。
- スポーツ・文化施設ともに、県内中学校の部活動数と比べて、学校以外の施設は十分ではない。

⁷ 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

Ⅳ （関係資料２）改革推進期間における県内の取組と総括

1 県の取組

■ 県は、改革推進期間において、各市町村が地域の実情に応じて地域移行の取組を進められるよう、県方針に基づき市町村の取組を支援してきた。

（１）各種会議の開催

■ 市町村や地域のスポーツ・文化芸術団体等が、地域移行に係る国の動向や県内外の先行事例等を共有する神奈川県部活動地域移行連絡会や中学校部活動に関するワーキンググループ、部活動活性化推進協議会等の各種会議を開催した。

【図表 26 県部活動地域移行連絡会の開催状況】

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年5月17日	・ 県方針に関する情報提供 ・ 休日の部活動の地域移行に関する講演 ・ 県内実践研究報告
第2回	令和5年10月6日	・ 県方針に関する情報提供 ・ 文化部活動の地域移行、地域連携に関する講演 ・ グループ協議
第3回	令和6年2月20日	・ 地域クラブ活動コーディネーターの紹介、教職員の服務、 かながわ地域クラブ活動指導者データベース、地域クラブ 活動の大会参加に関する情報提供 ・ 総合型地域スポーツクラブの事例紹介 ・ グループ協議
第4回	令和6年7月16日	・ 県の取組に関する情報提供 ・ 県内実証事業報告 ・ グループ協議及び情報交換
第5回	令和6年10月17日	・ 国の動向、地域クラブ活動コーディネーターの活動から見 える現状と課題に関する情報提供 ・ 文化部活動の地域移行・地域連携に関する講演 ・ グループ協議及び情報交換
第6回	令和7年2月26日	・ 国の動向、令和7年度の取組、保険等に関する情報提供 ・ 千葉県柏市の事例紹介 ・ グループ協議
第7回	令和7年7月17日	・ 次期改革期間の取組に向けての講演 ・ グループ協議
第8回	令和8年2月27日	・ 県の取組、かながわ地域クラブ活動指導者データベースの 活用、広域的な連携の取組に関する情報提供 ・ 県内の事例紹介 ・ グループ協議及び情報交換

(2) 神奈川県地域クラブ活動コーディネーターの配置

- 各市町村の地域移行の取組や検討状況の把握、広域連携が必要な地域の支援や、近隣市町村間の連携に係る情報共有など、市町村の体制整備を支援する神奈川県地域クラブ活動コーディネーターを配置した（令和5年度：1名、令和6・7年度：2名）。
- コーディネーターが全市町村を訪問し、進捗状況の把握や各市町村の課題に応じた助言、検討会議への参加等を実施した。

【図表 27 県地域クラブ活動コーディネーターの支援状況】

年度	配置人数	支援状況
令和5年度	1名	・ 19 市町村・学校等を訪問、ヒアリング
令和6年度	2名	・ 29 市町村・学校等を訪問、ヒアリング ・ 足柄上地域の広域会議に係る調整
令和7年度	2名	・ 18 市町村・学校等を訪問、ヒアリング ・ 足柄上地域における広域会議に係る調整 ・ 受け皿整備に係る意見交換を民間企業等が参加する「かながわスポーツ・プラットフォーム」で発表

【コーディネーターによる支援事例（足柄上地域における広域会議）】

- 足柄上地域では、活動場所、指導者、運営を担う団体等が不足していることから、令和6年度に県主導で「広域連携に係る担当者打合せ会議」を1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）で開催し、神奈川県地域クラブ活動コーディネーターによる市町村支援のあり方を検討した。
- 会議の中で、単独自治体による取組では困難な課題があることを再認識したため、まずは「スモールスタート」として、進捗状況や事業に対する方針、課題意識が類似する自治体間で部分的に連携を進められるよう、実施可能な種目から支援の取組を実施することとした。
- 具体的には、広域連携の試験的な取組として、令和7年度に開成町と山北町が陸上競技を対象として、総合型地域スポーツクラブである一般社団法人開成町総合型スポーツクラブや一般社団法人あすぽが運営事務局と協力しながら、種目別練習（身体操作・投てき・長距離走・短距離走）を行った。

(3) 広域的な指導者人材バンクの設置

- 地域移行に伴い指導者を広域的に確保するため、市町村の枠を超えて指導者を探すことができる広域的な指導者人材バンク「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」（以下「データベース」という。）の運用を令和6年1月に開始した。
- 令和7年11月に、データベースの利便性・機能性の向上を図り、指導者の利用促進や指導者と実施主体（市町村・学校・地域クラブ等）とのマッチングを支援するため、データベースをシステム化し、実施主体の登録などの機能を拡充した。

【図表 28 データベースの指導者登録状況（分野別・種目別）】

<分野別>

登録区分	スポーツ	文化	合計
指導者	239 名	47 名	286 名

<種目別>

○ スポーツ（のべ 286 名）

種目	人数	種目	人数	種目	人数
サッカー	34	ダンス	7	チアダンス	2
軟式野球	27	空手道	6	ヨガ	2
バスケットボール	25	パラスポーツ	6	アーチェリー	2
バレーボール	23	スキー	5	アメリカンフットボール	1
陸上競技	18	水泳	4	ピククルボール	1
ソフトテニス	14	フットサル	3	フラグフットボール	1
バドミントン	14	ハンドボール	3	ボウリング	1
硬式野球	12	弓道	3	柔道	1
硬式テニス	9	少林寺拳法	3	ボクシング	1
ソフトボール	9	タグラグビー	2	新体操	1
ラグビー	9	その他武道・格闘技	2	スケート	1
剣道	9	ローイング	2	ピラティス	1
体操	9	社交ダンス	2	レスリング	1
卓球	7	チアリーディング	2	なぎなた	1

○ 文化（のべ 93 名）

種目	人数	種目	人数	種目	人数
吹奏楽	25	合唱	4	競技かるた	1
演劇	7	茶道	4	ゲーム・カードゲーム ・ボードゲーム	1
音楽活動	7	パソコン・プログラミ ング	3	映像研究	1
オーケストラ	7	映画研究	2	科学研究	1
管弦楽	6	料理	2	数学研究	1
自然科学・科学・技術	5	ボランティア	2	天文	1
金管バンド	6	軽音楽	1	ミュージカル・音楽劇	1
マーチングバンド	4	美術・工芸	1	競技かるた	1
その他楽器	4	書道	1		

※ 登録者は、複数の指導希望種目を選択できるため、登録者合計と種目別合計人数が一致しない。

（出典：県スポーツ課・文化課調べ／令和8年4月24日時点）

【図表 29 データベースの実施主体登録状況】

登録区分	市町村	団体	個人	合計
実施主体	33	11	1	45

（出典：県スポーツ課調べ／令和8年5月1日時点）

(4) 指導者の質の確保

- 部活動に代わって行われる地域クラブ活動の指導者として必要な知識を習得するための研修である「かながわ地域クラブ活動指導者研修講座」（以下「県の研修講座」という。）を実施した。
- 令和7年11月のデータベースのシステム化に併せて、受講者の利便性の向上の観点から、それまでの対面形式での研修講座をオンライン化した。
- 県、桐蔭横浜大学、JSP Oの連携協力により、桐蔭横浜大学主催で地域クラブ活動等の指導者養成研修（オンデマンド+対面）を令和6年3月から実施している。
- 公益財団法人神奈川県スポーツ協会と連携し、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格更新研修として県の研修講座を位置づけ、各地域における指導者講習会において県の研修講座の受講やデータベースの登録を呼びかけた。

【図表 30 かながわ地域クラブ活動指導者研修講座の実施状況】

回	開催日	開催内容
第1回	令和6年 3月3日	・部活動の地域移行、かながわ地域クラブ活動指導者データベース ・学校教育活動としての部活動の意義と指導者の責任 ・スポーツ現場におけるハラスメント防止動画の視聴、理解度テスト ・地域クラブ活動における指導
第2回	令和6年 7月7日	・部活動の地域移行、かながわ地域クラブ活動指導者データベース ・スポーツ現場におけるハラスメント防止動画の視聴、理解度テスト ・地域クラブ活動における指導 ・学校教育活動としての部活動の意義と指導者の責任 ・生徒のモチベーション向上を目的とした指導法
第3回	令和6年 11月23日	・部活動の地域移行、かながわ地域クラブ活動指導者データベース ・スポーツ現場におけるハラスメント防止動画の視聴、理解度テスト ・地域クラブ活動における指導 ・学校教育活動としての部活動の意義と指導者の責任 ・生徒のモチベーション向上を目的とした指導法
オンライン	令和7年 11月28日以降	・部活動の地域移行の解説、学校部活動の意義と指導者の責任 ・ハラスメントの防止 ・指導者の役割 ・子どもの発達段階に応じた指導法 ・指導時における安全管理

(5) 部活動指導員の設置支援

- 中学校における部活動指導体制の充実を推進するため部活動指導員の設置に係る財政支援を実施した。（令和5年度：7市町39人、令和6年度：13市町114人、令和7年度：16市町175人）

(6) 実践事例集の作成

- 市町村や学校、スポーツ・文化芸術団体等が、地域移行を進める際の参考となるよう、国の実証事業を活用した県内市町村の事例をまとめた実践事例集を作成した。



2 市町村の取組

- 市町村においては、国の実証事業を活用した地域移行の取組や、協議会の設置等による検討が進められてきた。

（１）国の実証事業を活用した取組

- 運営団体・実施主体等の体制整備、技術指導を行う指導者の確保、関係団体・分野との連携等について、先行的に取り組む市町村において、国の実証事業を活用した取組を実施した。
- 令和７年度は、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町の９市町で実施した。

（２）国の実証事業以外で進められている主な取組

- スポーツ・文化団体等地域と市町村や、学校が連携、協力して地域展開の推進を目的とした団体を設立し、指導者への謝礼の支払い業務を行っている市町村がある。
- 自主財源で、休日の地域クラブ活動への試行を行った市町村がある。
- 協議会を複数回設置し、休日の地域クラブ活動への展開を検討し、今年度より試行をスタートしている市町村がある。

3 県内の地域移行の進捗状況

- 国が、令和7年5月7日から6月6日に実施した「部活動改革の取組状況に関する調査」、及び県の改革推進期間を総括した「市町村提出様式データ（令和7年度末作成依頼）」から県内の地域移行の進捗状況をまとめた。

【県内市町村の回答状況】

回答数：33 市町村（運動部、文化部）

部活動数：4,790（運動部）、2,101（文化部）

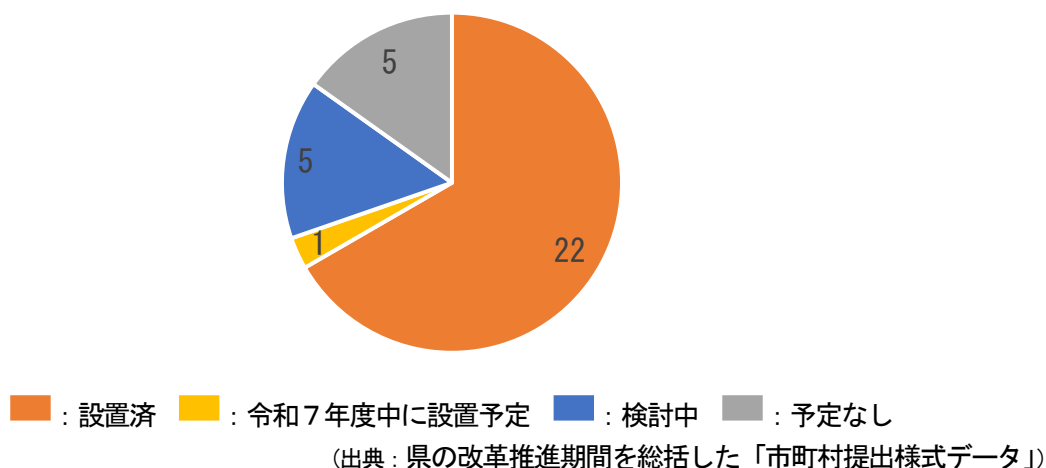
※部活動数は、図表6の県中学校体育連盟「運動部活動調査」の数と合わないが、これは市町村によっては、男女の部活動を別々にカウントしている場合があるため。

（1）協議会・推進計画の整備状況（市町村数）

- 協議会は、22 市町村で設置済み、5 市町村で設置予定・検討中。
- 推進計画は、11 市町村で策定済み、19 市町村で策定予定・検討中。

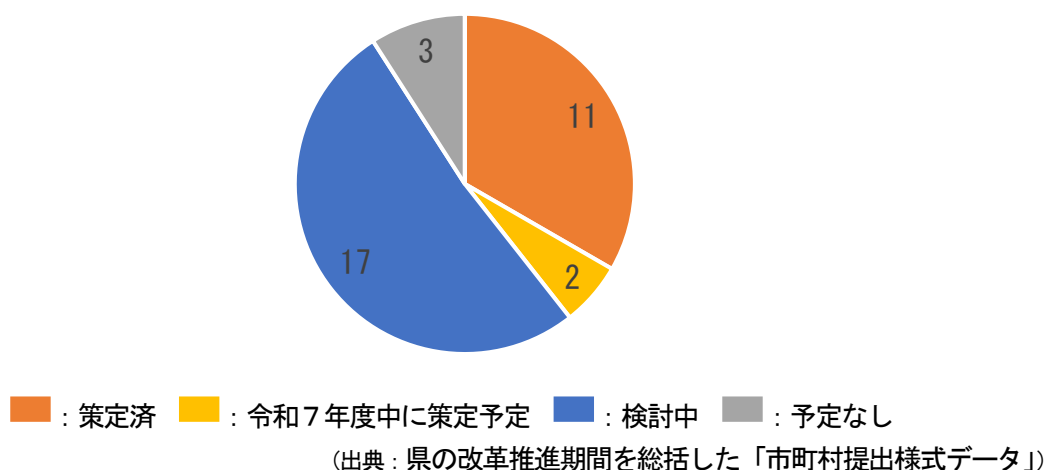
【図表 31 協議会の整備状況】

（単位：市町村）



【図表 32 推進計画の整備状況】

（単位：市町村）

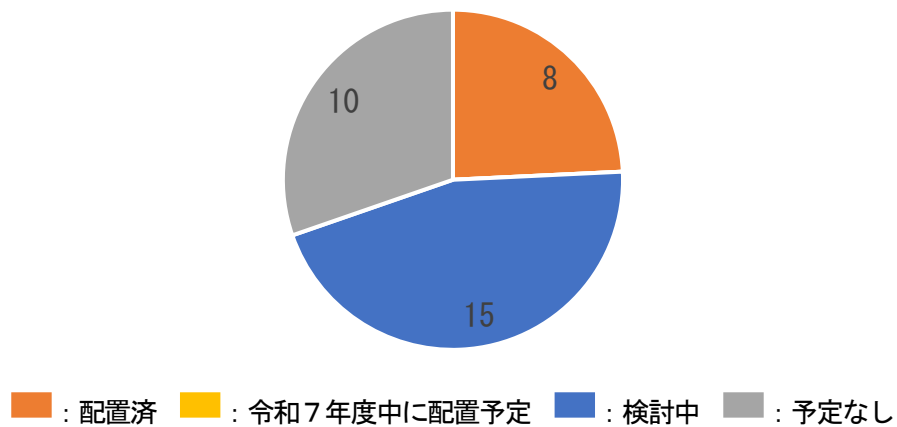


(2) コーディネーターの配置状況（市町村数）

■ コーディネーターは、8市町村で設置済み、15市町村で検討中。

【図表 33 コーディネーターの配置状況】

（単位：市町村）



（出典：県の改革推進期間を総括した「市町村提出様式データ」）

(3) 休日の部活動の地域移行・地域連携の動向（部活動数）

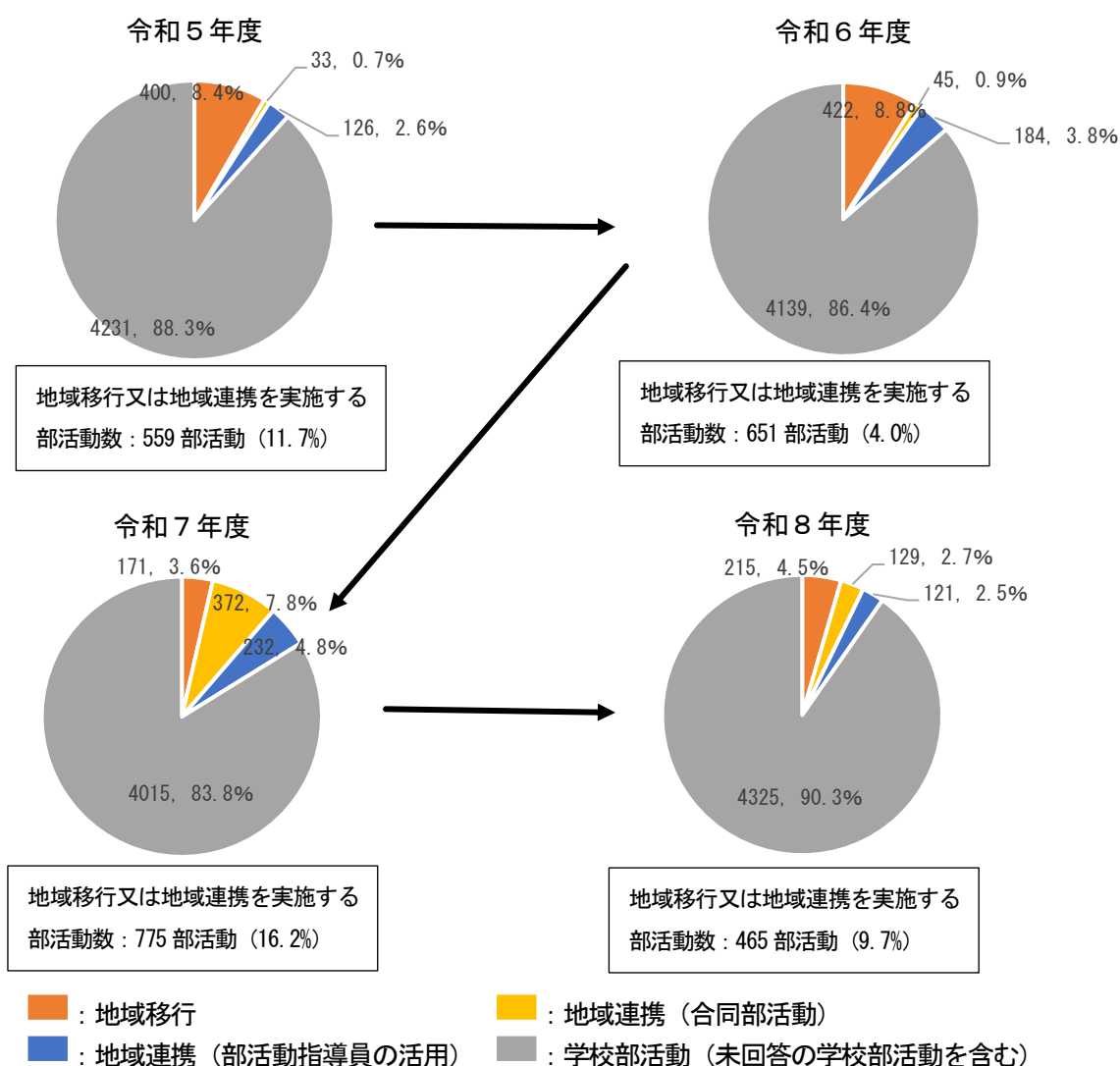
(運動部)

■ 令和5年度時点では、400 部活動で地域移行の意向が示されていたが、令和7年度には171 部活動に意向が減少した。令和8年度に、465 部活動（9.7%）が地域移行又は地域連携を予定している。

(文化部)

■ 令和5年度時点では、52 部活動で地域移行の意向が示されていたが、令和7年度には58 部活動に意向が増加した。令和8年度に、176 部活動（8.4%）が地域移行又は地域連携を予定している。

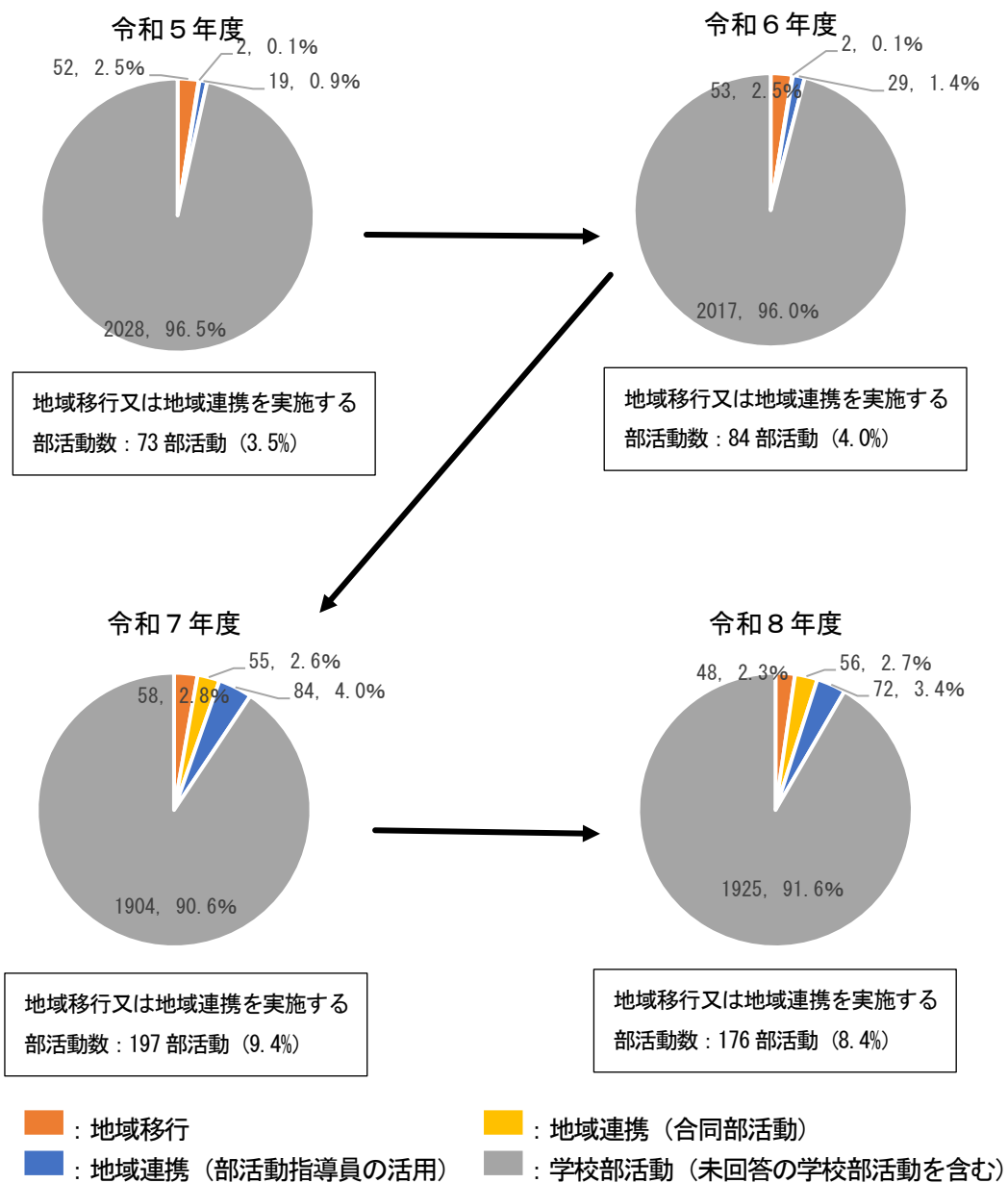
【図表 34 運動部の休日の部活動の地域移行・地域連携の動向】（単位：部活動数とその割合）



※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む

※2 県内の部活動総数を各年度 4,790 部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

【図 35 文化部の休日の部活動の地域移行・地域連携の動向】 （単位：部活動数とその割合）



※ 1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む

※ 2 県内の部活動総数を各年度 2,101 部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

(4) 平日の部活動の地域移行・地域連携の動向（部活動数）

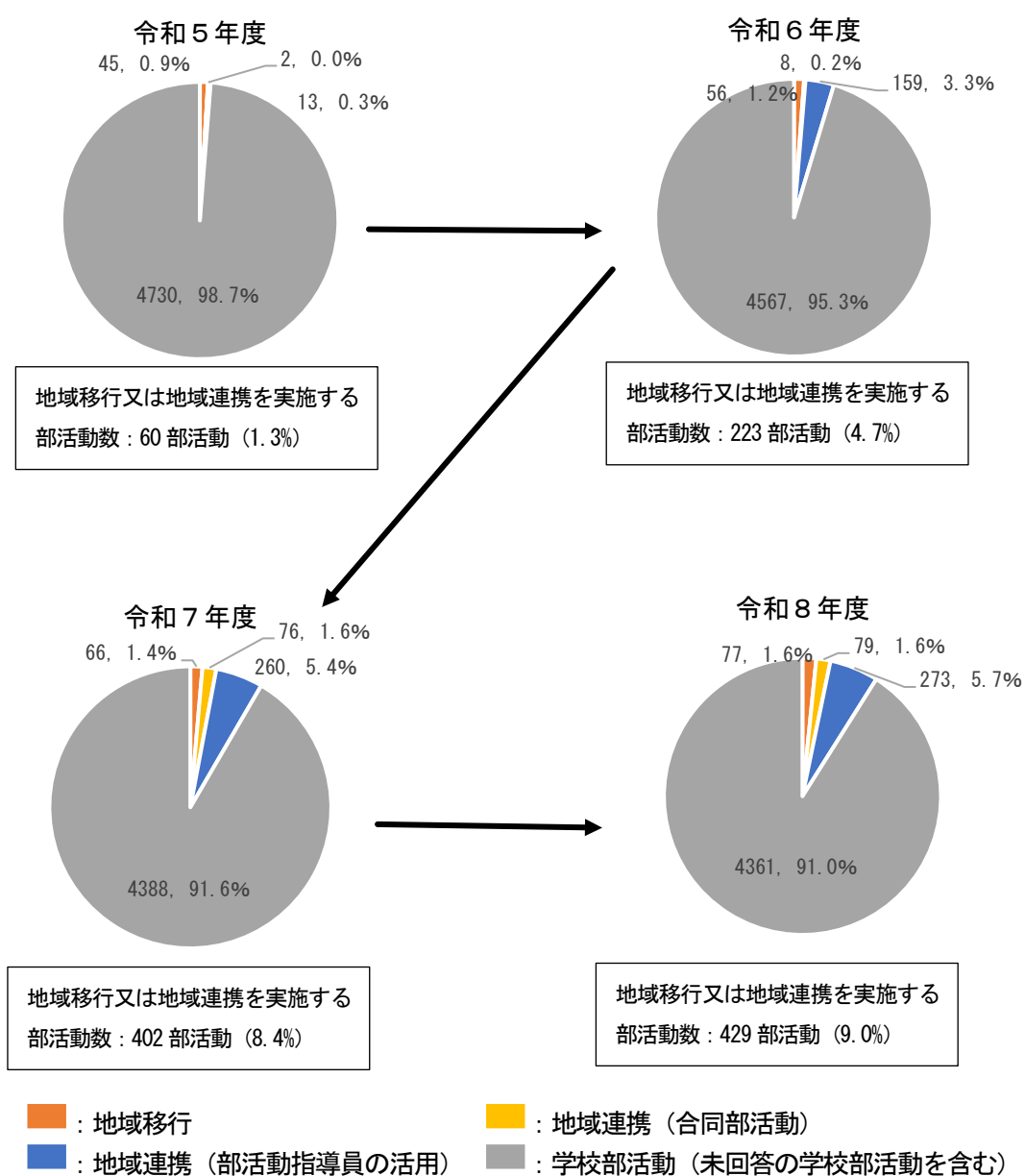
(運動部)

■ 令和5年度時点では、45 部活動で地域移行の意向が示されていたが、令和7年度には 66 部活動に意向が増加した。令和8年度に、429 部活動（9.0%）が地域移行又は地域連携を予定している。

(文化部)

■ 令和5年度時点では、19 部活動で地域移行の意向が示されていたが、令和7年度には 25 部活動に意向が増加した。令和8年度に、151 部活動（7.2%）が地域移行又は地域連携を予定している。

【図 36 運動部の平日の部活動の地域移行・地域連携の動向】（単位：部活動数とその割合）

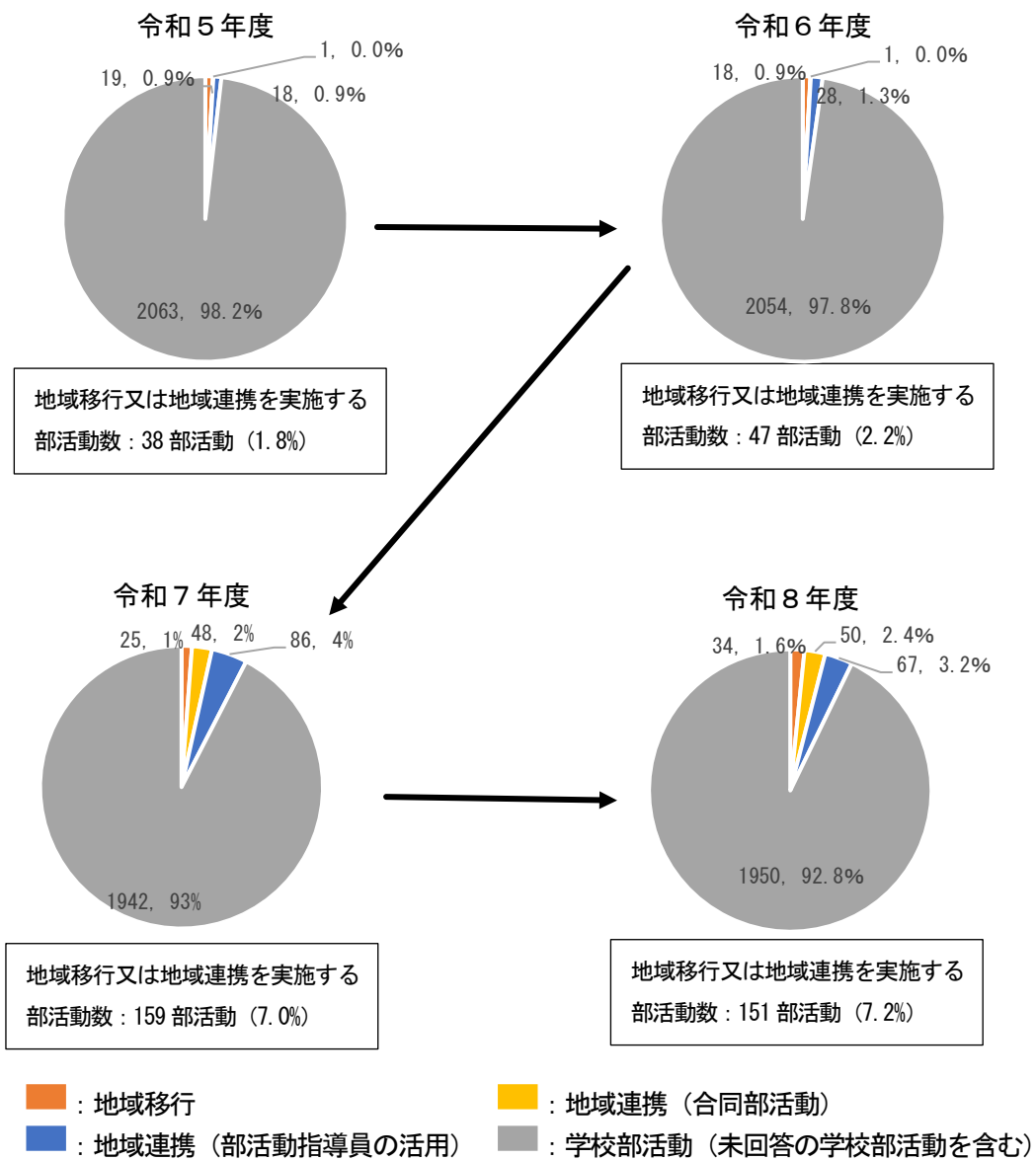


※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む

※2 県内の部活動総数を各年度 4,790 部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

【図表 37 文化部の平日の部活動の地域移行・地域連携の動向】

(単位：部活動数とその割合)



※ 1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
 ※ 2 県内の部活動総数を各年度 2,101 部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

(5) 運営団体・実施主体の形態（回答があった市町村のみ集計 ※複数回答可）

(運動部)

■ 運営団体は、「決まっていない」の回答が最も多く、次いで「総合型地域スポーツクラブ」の回答が多い。

■ 実施主体は、「総合型地域スポーツクラブ」の回答が最も多く、次いで「決まっていない」の回答が多い。

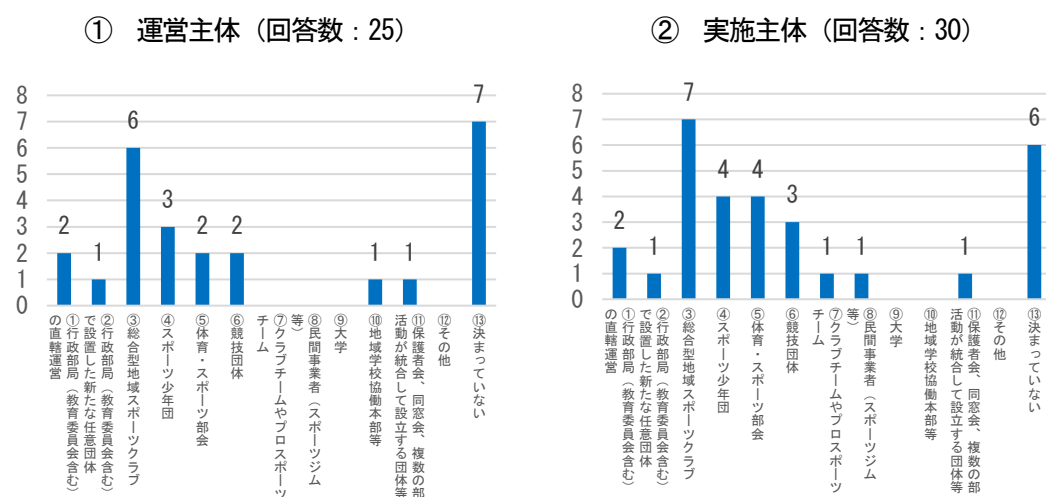
(文化部)

■ 運営団体は、「決まっていない」の回答が最も多く、次いで「総合型地域クラブ」、「行政部局直轄運営」、「文化芸術団体」の回答が多い。

■ 実施主体は、「決まっていない」の回答が最も多く、次いで「総合型地域スポーツクラブ」、「文化芸術団体」の回答が多い。

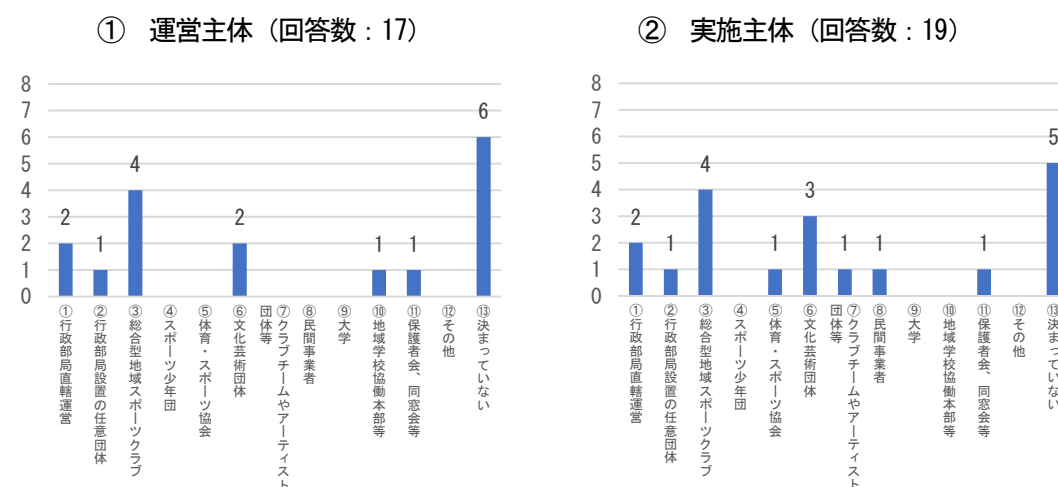
【図表 38 運営団体・実施主体の形態（運動部）】

※令和7年度時点での状況又は予定



【図表 39 運営団体・実施主体の形態（文化部）】

※令和7年度時点での状況又は予定



(6) 地域スポーツ・文化芸術クラブ活動の指導者の属性（回答があった市町村のみ集計 ※複数回答可）

(運動部)

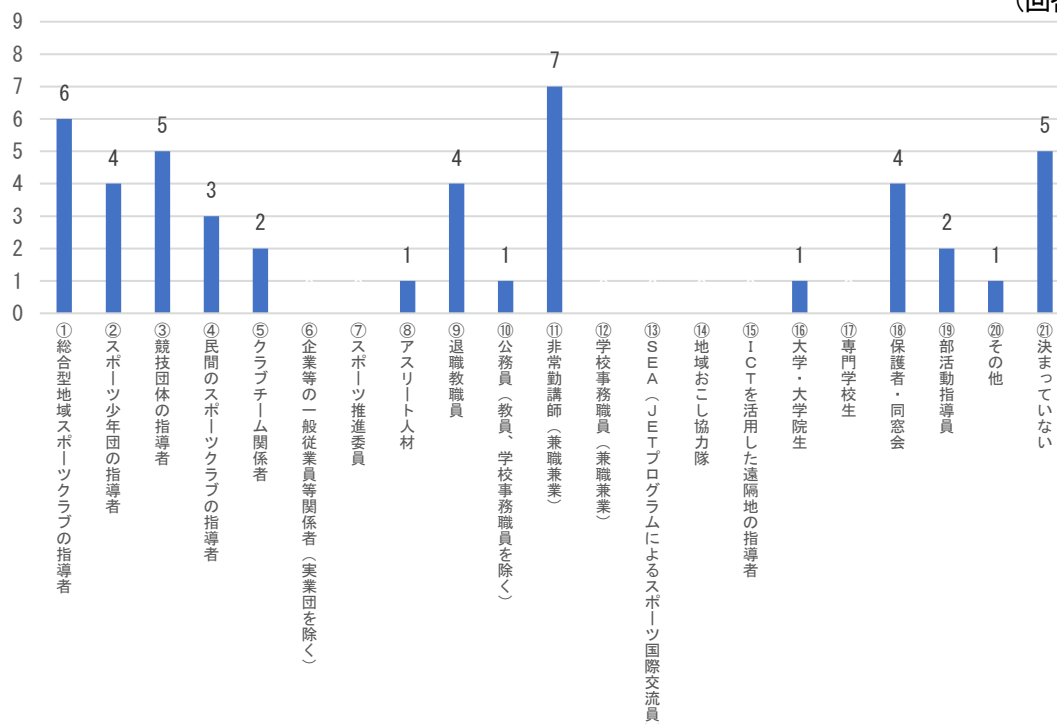
■ 総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体の指導者（①～⑤）で 43.5%、教職員等の学校関係者（⑨～⑫）で 26.1%を占めている。

(文化部)

■ 地域文化芸術クラブの指導者の属性として、「決まっていない」の回答が最も多く、次いで「退職教員」の回答が多い。

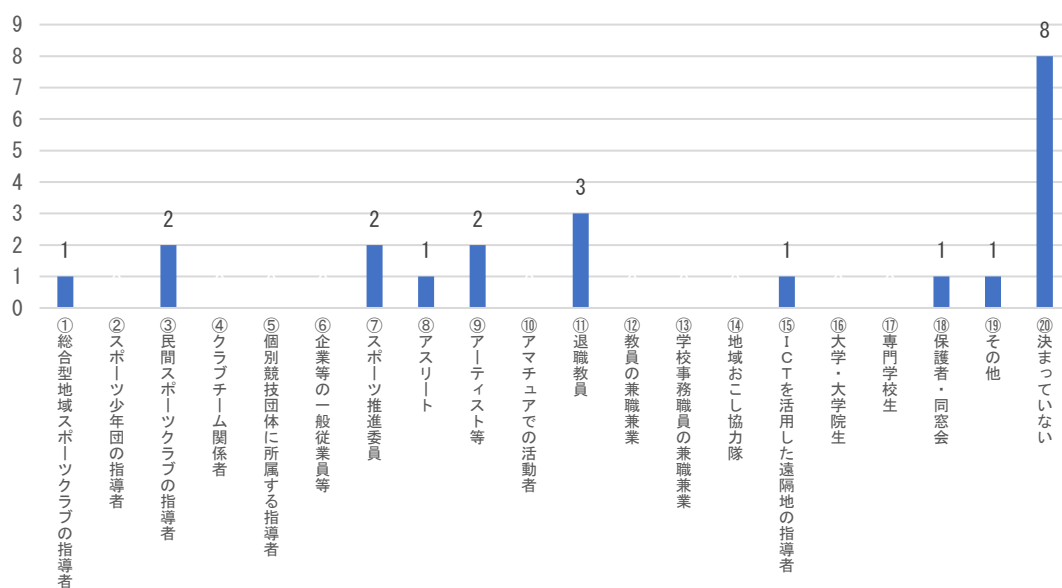
【図表 40 地域スポーツクラブ活動の指導者の属性】

(回答数：46)



【図表 41 文化芸術クラブ活動の指導者の属性】

(回答数：22)



(7) 地域クラブ活動の指導者の質・量の確保に係る課題（回答があった市町村のみ集計 ※複数回答可）

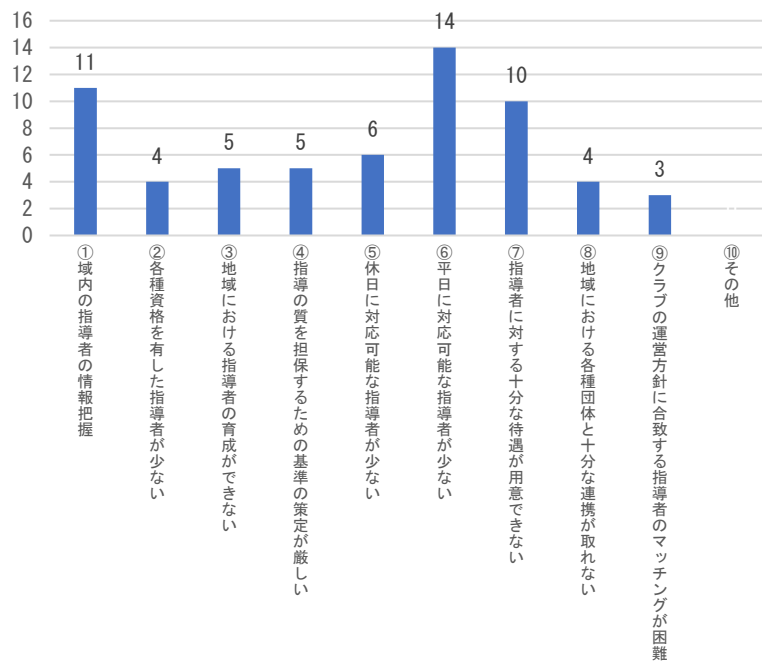
(運動部)

- 指導者の確保に係る課題として、「平日に対応可能な指導者が少ない」の回答が最も多く、次いで「域内の指導者の情報把握」、「指導者に対する十分な待遇が用意できない」の回答が多い。

(文化部)

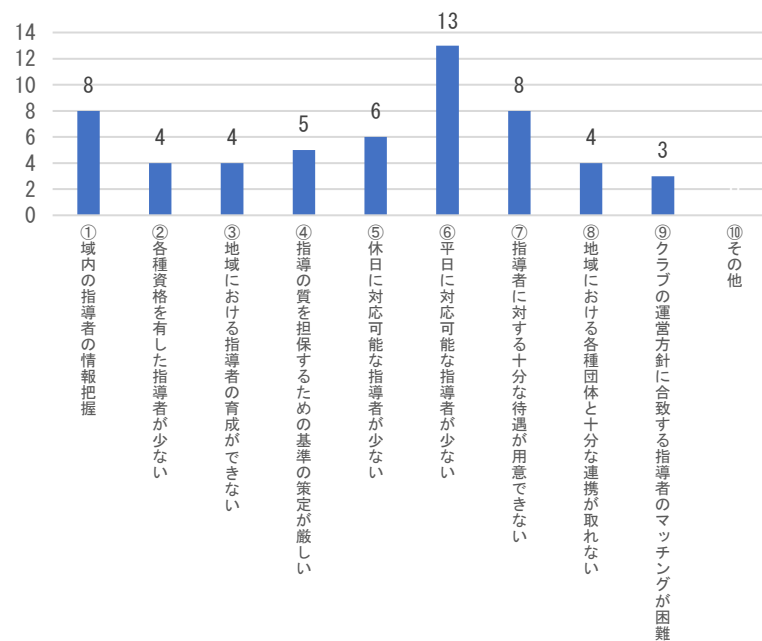
- 指導者の確保に係る課題として、「平日に対応可能な指導者が少ない」の回答が最も多く、次いで「域内の指導者の情報把握」、「指導者に対する十分な待遇が用意できない」の回答が多い。

【図表 42 地域クラブ活動の指導者の質・量の確保に係る課題（運動部）】



(回答数：62)

【図表 43 地域クラブ活動の指導者の質・量の確保に係る課題（文化部）】



(回答数：55)

(8) 地域クラブ活動の課題（最大4つ回答）

(運動部)

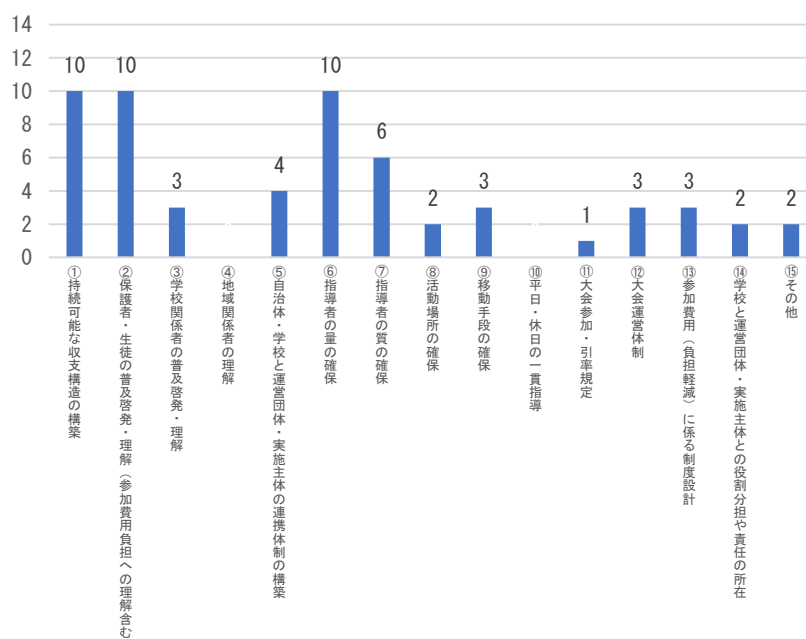
■ 「持続可能な収支構造の構築」、「保護者・生徒の普及啓発・理解」、「指導者の量の確保」の回答が多い。

(文化部)

■ 「持続可能な収支構造の構築」の回答が最も多く、次いで「保護者・生徒の普及啓発・理解」、「指導者の量の確保」の回答が多い。

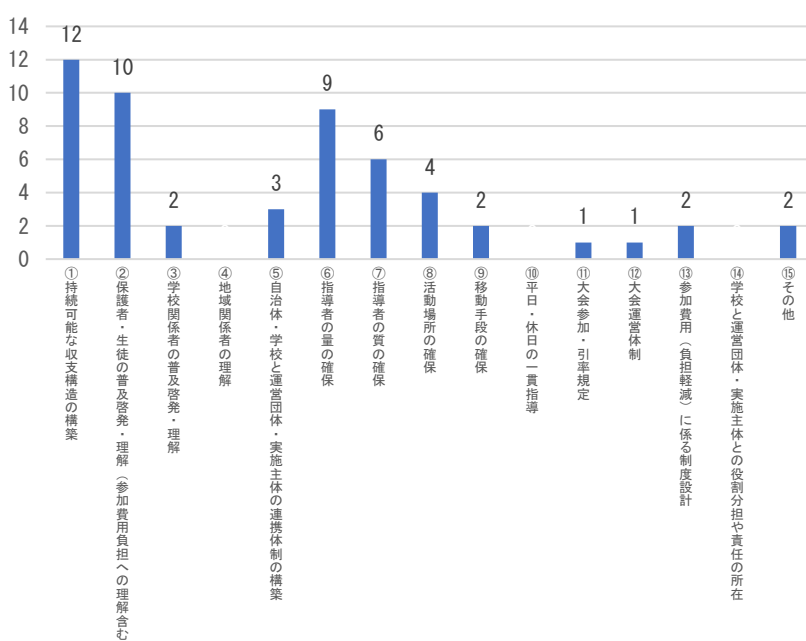
【図表 44 地域クラブ活動の課題（運動部）】

(回答数：59)



【図表 45 地域クラブ活動の課題（文化部）】

(回答数：15)



4 改革推進期間における総括（成果と課題）

- 県方針において、次のとおり基本的な考え方や対応の方向性を示した。

（基本的な考え方）

- ・ 持続可能な活動環境の整備
- ・ 部活動指導員と外部指導者の活用
- ・ 地域の実情に応じた取組
- ・ 先行事例の波及

（地域移行を進める体制づくり）

- ・ 協議会等の検討体制の整備
- ・ 指導者の確保

（段階的な地域移行に向けた取組）

- ・ 適正な運営体制の整備
- ・ 地域クラブ活動等に係る費用、保険

（大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保）

（１）成果

- 持続可能な活動環境の整備に向けて、23 市町に協議会が整備され、13 市町で推進計画が整備された。
- 令和５年度は 7 市町 39 人だった部活動指導員の活用について、令和 7 年度は 16 市町 175 人に拡大し、指導者の確保が進んだ。
- 地域の実情に応じた取組として、9 市町で国の実証事業を活用した取組等が進められたことで、県内の運動部で 465 部活動、文化部で 176 部活動で、令和 8 年度中に地域移行又は地域連携が進められる見込みである。
- 先行事例の波及や地域クラブ活動等に係る費用、保険に係る対応として、県部活動地域移行連絡会等の各種会議の場や、国の実証事業を活用した取組に関する実践事例集を作成した。
- 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保については、神奈川県中学校体育連盟において、県中学校総合体育大会等への参加資格として、地域クラブ活動や拠点校部活動の大会参加や地域指導者の大会への生徒引率及び監督を認めている。

（２）課題

- 協議会は整備されたが、推進計画は整備されていない市町村が多いことや、国の実証事業を活用した取組を進めている市町においても一部の部活動の実証事業にとどまっているなど、本格的に取組が進んでいるとは言えない。
- そうした中、生徒数や各学校に設置されている部活動が年々減ってきており、更なる少子化の影響も懸念されることから、多様な生徒のニーズに対応するため、地域全体でスポーツ・文化芸術等の活動環境の維持・発展をより一層考えていく必要がある。
- 各自治体において、部活動指導員や外部指導者（地域指導者や有償ボランティア等）の確保に努めているが、地域クラブ活動の指導者の担い手は少なく、確保が困難である。
- 部活動の意義を継承した地域クラブ活動の指導者にふさわしい人材の不足や質を担保する研修等の在り方についても課題がある。